



仙台市みどりの基本計画

2021-2030

(中間案)

令和3年2月

仙 台 市

目次

序章

1 改定の背景と目的	1
2 みどりの基本計画とは	2
(1) 法律・条例上の位置づけ	2
(2) 本計画で対象とするみどりの範囲	2
(3) みどりの役割	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 計画の構成	4

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等	9
(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況	9
(2) みどりに関する新たな視点	13
(3) 本市のまちづくりに関する動向	16
(4) 本市のみどりの現状と課題	19
2 基本理念・みどりの将来像	39
(1) 基本理念	39
(2) みどりの将来イメージ	40
(3) みどりの配置構想（「百年の杜」将来像）	45
(4) みどりの将来イメージ・みどりの配置構想の重ね図	47
3 取組みの姿勢	49
(1) グリーンインフラの推進	49
(2) 杜の都のグリーンインフラ	51

第2章 基本方針・具体的な施策

1 基本方針	54
基本方針1	54
(1) 施策の柱	55
(2) 重点的な取組み	59
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	65
基本方針2	66
(1) 施策の柱	67
(2) 重点的な取組み	68

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	72
基本方針3.....	73
(1) 施策の柱	74
(2) 重点的な取組み	77
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	80
基本方針4.....	81
(1) 施策の柱	82
(2) 重点的な取組み	84
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	87
基本方針5.....	88
(1) 施策の柱	89
(2) 重点的な取組み	90
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	94
実現のための施策図.....	95
2 区ごとの主な事業・取組み	97
(1) 青葉区.....	97
(2) 宮城野区.....	100
(3) 若林区.....	103
(4) 太白区.....	106
(5) 泉区.....	109
3 各方針の事業・取組みの一覧	112
基本方針1.....	112
基本方針2.....	115
基本方針3.....	116
基本方針4.....	118
基本方針5.....	120

第3章 計画を推進する上での配慮事項

1 緑地保全に関すること.....	123
(1) 緑地保全制度の運用.....	123
2 都市緑化に関すること.....	130
(1) 緑化重点地区の運用.....	130
(2) 市街地等における建築物等の緑化の推進.....	140
3 都市公園に関すること.....	141
(1) 「公園マネジメント」の推進.....	141
4 街路樹に関すること	145
(1) 「街路樹マネジメント」の推進.....	145

第4章 計画の進行管理

1 推進体制.....	152
(1) 市民, 市民活動団体, 事業者, 行政の取組みの基本的な考え方	152
(2) 第三者機関や市民による評価	153
(3) 庁内連携の強化	153
(4) 関係機関との連携.....	153
2 進行管理.....	154
(1) 計画全体の指標	154
(2) 5つの基本方針ごとの指標	156

参考資料

1 計画策定に関する市民意見.....	157
2 計画策定の経過	158
3 用語集	160

序 章

1 改定の背景と目的

仙台市では、平成6年(1994年)の都市緑地保全法(平成16年(2004年)に現在の都市緑地法へ名称改正)の改正を受け、平成9年(1997年)に緑の都市像や施策を定めた法定計画である「仙台市グリーンプラン21(仙台市緑の基本計画)」を策定しました。この計画では「自然と街がとけあう杜の都・仙台」を基本理念として、緑の保全、創出、普及の3つを基本的な方針に定め、市民協働による緑の施策に取り組みました。

平成24年(2012年)には、東部地域の緑の再生と、より緑豊かな都市づくりの推進を目的として、新たに「仙台市みどりの基本計画2012-2020」を策定し、「みんなで育む『百年の杜』」を基本理念として、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となり、東部地域のみどりを震災からの復興のシンボルとして再生することや、これまでの先人の努力により受け継がれてきたみどりを守り育て、より豊かで質の高い「杜の都・仙台」を実現し、未来に継承していくための取り組みを進めて来ました。

この間、少子高齢化の更なる進行や地球温暖化に伴う気候変動、国内外の交流人口の拡大など、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化し、深刻化するこれらの諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」は今後のまちづくりの方向性を示す基準となっています。

また、令和元年(2019年)に国土交通省から示されたグリーンインフラ推進戦略では、自然環境が有する多様な機能を国土・都市・地域づくりに活用する取り組みが示され、まちづくりにおいてみどりが担う役割はますます重要度を高めています。

みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、質の向上や量の更なる充足を図り、多様な主体と連携しながら、その機能を積極的に活用していく取り組みが今、求められています。

伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、みどりで選ばれる新たな杜の都を実現するため、ここに仙台市みどりの基本計画2021-2030を策定します。

2 みどりの基本計画とは

(1) 法律・条例上の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組みを実施するにあたっての、基本的な方針を示すものです。

本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しています。

(2) 本計画で対象とするみどりの範囲

本計画では市域全域にわたって分布する樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、また単独で生育する樹木や草花などを広く対象とします。

また、公園緑地、学校の校庭や街路樹などの公共施設の緑から、私有林や屋敷林（いぐね居久根）、個人の庭などの私有の緑まで、広く市民共有の財産ととらえ、本計画の対象とします。

このように広い概念でとらえていることを示すために、ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし緑化や緑被地（りよくひちりよくひち）などの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字表記とします。



(3) みどりの役割

① 自然環境の保全

森林は植林や間伐などの適正な管理により、二酸化炭素が吸収・固定され、地球温暖化の防止に寄与するとともに、水源・地下水涵養機能も高まり、健全な水循環の確保に寄与します。

また、奥山から海岸までの多様な自然環境は生物の生息・生育の基盤や移動経路となるなど、生物多様性を保全します。

② 都市環境の改善

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵など生活環境を保全するとともに、人々にやすらぎや潤いなどの心理的な効果を与えます。

③ レクリエーションの場などの提供

公園緑地や樹林地などは、休養や健康増進、レクリエーションなどの場となるとともに、

子どもの学びの場にもなります。

④ 安全・安心な都市基盤の形成

公園緑地などのオープンスペースは地震や火災などの災害時の避難場所となり、また公園緑地や樹林地などは延焼を防止するほか、土砂崩壊などによる被害を軽減します。さらに、海岸林は飛砂や塩害を防ぐだけでなく、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉効果等があり、沿岸部の公園緑地に設置した丘は津波からの避難場所となるなど、津波被害の軽減効果を持っています。

⑤ 地域固有の都市景観、歴史、文化の形成

みどりは、歴史的・文化的資源と一体となった地域固有の都市景観や風土を形成するとともに、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与します。

⑥ 地域のコミュニティ形成の場

公園緑地や樹林地などはみどりとふれあう活動の場を提供し、みどりの保全や創出に多くの人に関わることで、人と人をつなぐ地域コミュニティ醸成の場となります。

3 計画の位置づけ

仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と連携及び整合した計画であり、みどりによるまちづくりの指針となるものです。

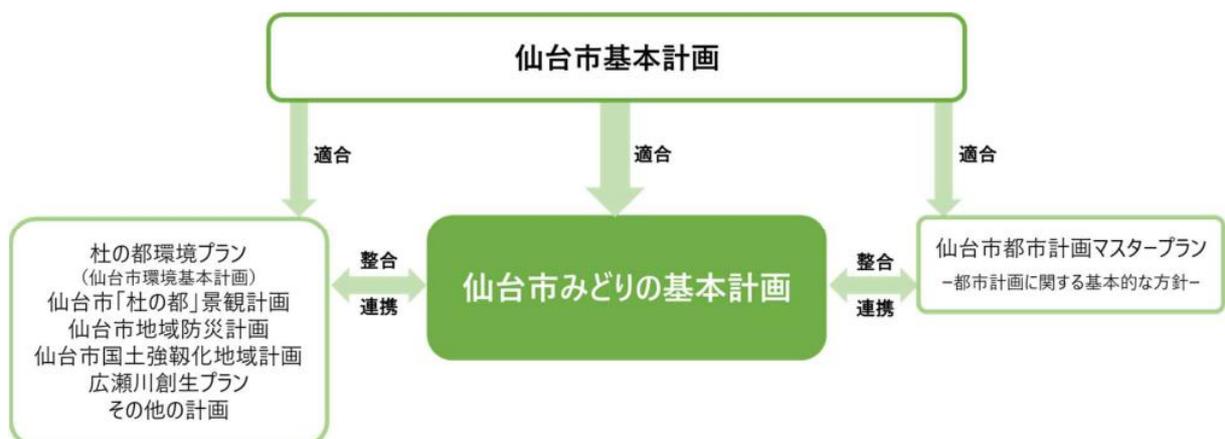


図-1：計画体系における仙台しみどりの基本計画の位置づけ

4 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である仙台市基本計画に合わせ、令和12年度までとして、計画の実現を目指します。

なお、社会情勢の変化などに対応していくため、中間年度（令和7年度）には中間見直しを行うこととします。

5 計画の構成

序章

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

第2章 基本方針・具体的な施策

第3章 計画を推進する上での配慮事項

第4章 計画の進行管理

仙台市みどりの基本計画2021-2030（中間案）の構成

序章、第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

関連計画の改定等
仙台市基本計画

本編
P.16~

基本理念

本編
P.39

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと、みどりが育むまち～

本市の都市個性の1つである、奥山から沿岸部までの豊かな自然と都市機能が調和した「環境」を、市民とともに「百年の杜づくり」が支えてきたことを踏まえ、引き続き「百年の杜づくり」を推進し、今後はまちづくりにみどりの多様な機能を積極的に活用することで、新

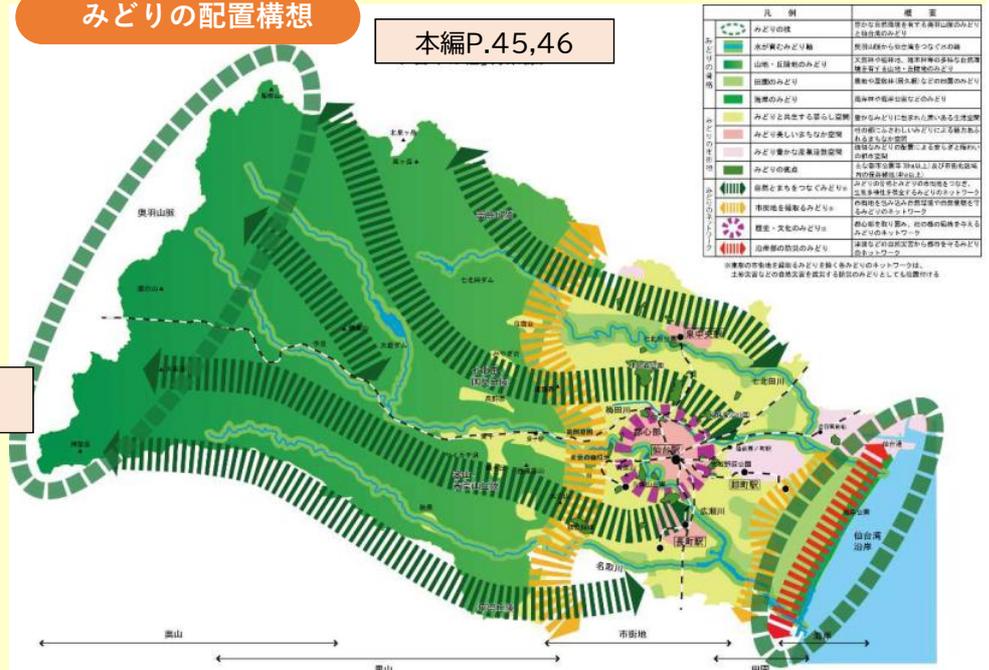
挑戦を続ける、新たな杜の都へ
～“The Greenest City” SENDAI～

・まちづくりの理念として、連続と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤に、世界からも選ばれるまちを目指し、仙台が持つ都市個性の深化と掛け合わせを通じて、「杜の都」を新しいステージに押し上げるという想いを込め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」を掲げています。

・副題の「“The Greenest City” SENDAI」は、「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に、目指す都市の姿に関連する多様な意味を持たせるとともに、世界を見据えて常に高みを目指していくまちづくりの方向性を示しています。

みどりの配置構想

本編P.45,46



本市のみどりの課題

本編
P.38

〈本市のみどりを取り巻く社会状況、みどりの現状、前計画の成果等を踏まえ、以下の課題を抽出〉

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害、国内外の交流人口の拡大等により激化する都市間競争など、大きく変化する社会状況への対応が求められる中で、みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に活用できるように、法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上、公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保など、みどりの適正な維持管理や配置を行い、質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために、市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

取組みの姿勢（グリーンインフラの推進）

本編
P.42~



たな杜の都を目指します。ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで、杜の都の更なる高みを目指します。

みどりの将来イメージ

本編P.40,41



グリーンインフラの推進

基本理念を実現すべく、全庁一丸となるとともに、市民や事業者などの多様な主体と連携し、グリーンインフラを推進していきます。

1) 本市におけるグリーンインフラについて

仙台市基本計画答申案ではグリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）」と捉えています。

本計画においては、これらに加えて、令和2年（2020年）世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式の変化など将来起こり得る予見できない社会状況にも備えながら、就労環境や住環境の向上、子育てや教育、コミュニティ形成への寄与による人づくりなど、持続可能で魅力ある都市・地域づくりへの多岐にわたるグリーンインフラの効果に着目したまちづくりに取り組んでいきます。

2) みどりのマネジメント

自然が持つ多様な機能を活用するためには、みどりの適正な維持管理や配置による質の向上や量の充足が不可欠です。このため、法令等に基づく緑地の保全や建築物などでの質の高い緑化の誘導を図るとともに、都市公園や街路樹など身近なみどりを都市経営の重要な資源として捉え、長期的な視点に立ち、計画的な整備や維持管理を行うなど、みどりのマネジメントに取り組めます。

みどりと共生するまち

(自然環境保全・防災減災など)

1. みどりを生かした防災・減災を進める

- 1) 自然災害等を軽減するみどりの保全・育成
- 2) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実

2. みどりにより、健全な水循環を維持・増進する

- 1) 市街地等の浸透力・保水力の向上
- 2) 樹林地・農地の適正な保全
- 3) 河川環境の保全

3. 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

- 1) 生物の生息地となる樹林地、公園・緑地等の保全・充実
- 2) 郷土種を利用した緑化、みどりのネットワークの形成

4. みどりを資源として循環させる

- 1) みどりの有効活用、環境負荷の小さい資材の活用

本編 P.54~

■みどりによる雨水対策の推進

法や条例に基づく緑地保全制度の運用、市有林の造林育林、公園や道路などへの雨庭等の整備に取組み、浸水被害の軽減に努めます。

■生態系を育むみどりの保全・創出

法や条例等に基づく緑地保全制度の運用、多自然川づくりや生物多様性地域戦略を推進し、生態系サービスの基盤を充実させます。

本編 P.97~

みどりで選ばれるまち

(活力・経済など)

5. みどりで人、企業を惹きつける

- 1) 都心部のシンボル並木の磨き上げによる都市ブランドの向上
- 2) 老朽化したビルの建替えなどを契機とした質の高い緑化空間の創出

6. みんながみどりを享受できるまちをつくる

- 1) あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できるような公園、緑地の整備
- 2) 人々の交流を促すみどりの空間形成

本編 P.66~

■都心部の活力・にぎわいの創出

街路樹のある公共空間の活用によりにぎわいを創出するとともに、公園を活用したエリアマネジメントの推進等により新しいビジネスの機会創出を促進します。

■都心部の建築物等における質の高い緑化の創出

建築物等緑化ガイドラインの運用や建築物等緑化認定制度の導入により質の高い緑化を促進し、都市ブランドや建築物等の価値向上を図ります。

みどりを誇りとするまち

(歴史文化・景観など)

7. 杜の都にふさわしいみどりを充実させる

- 1) 市街地を囲む緑地や丘陵部の保全
- 2) 風格のある杜の都の景観づくり

8. 歴史と文化の香るみどりを守り、継承する

- 1) 文化資源と調和するみどりの保全と活用
- 2) 歴史あるみどりの保全と活用

本編 P.73~

■街路樹による風格ある景観づくり

街路樹の整備や更新、管理などの総合的な計画の作成・運用により、歩いてみたくなる美しい街路樹空間を創出します。

■仙台ならではのみどりの活用

名木・古木、彫刻めぐりや居久根、貞山運河など地域資源の利活用を進め、地域への誇りと愛着を醸成します。

みどりとともに人が育つまち

(子育て・教育・コミュニティ・健康増進など)

9. 暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる

- 1) 地域ごとの特色を踏まえた公園緑地等の整備
- 2) 住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実

10. みどりにより健やかな心身を育む

- 1) みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実
- 2) みどりを介したコミュニティの醸成
- 3) みどりを生かした健康づくりの推進

本編 P.81~

■子どもの遊び・学び環境の充実

公園など子どもの遊び環境の充実、環境教育・学習の推進、プレーパークの拡充等により、子どもが豊かな人間性や社会性を身に付ける可能性を広げます。

■みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進

コミュニティガーデンづくりや公園緑地を活用したウォーキング等の健康づくり、みどりに関する各活動団体の支援等により、地域全体で支えあう環境づくりを進めます。

みどりを大切にするまち

(維持管理・普及啓発など)

11. みどりの持続可能な管理体制を構築する

- 1) 様々なみどりの施設マネジメントによる効率的な維持管理
- 2) 多様な主体・多様な手法による参加の促進
- 3) みどりの団体やみどりの人材の育成

12. 悠久の杜の都を発信する

- 1) みどりのイベント充実と開催支援
- 2) 杜の都のみどりの魅力発信

本編 P.88~

■施設マネジメントの推進

老朽化した公園施設の効率的な維持管理による長寿命化、街路樹の整備や更新、管理などの総合的な計画の作成・運用の推進により、安全・安心な利用空間を創出します。

■みどりの魅力・情報発信の強化

全国都市緑化仙台フェアの開催による国内外への新たな杜の都の発信やふるさとの杜再生プロジェクトのイベント開催等により、みどりを楽しむ機会を増やします。

区ごとの
主な事業・取組み

本計画を推進する上で、都市緑地法等に基づき、「緑地保全」、「都市緑化」、「都市公園」、「街路樹」について、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

1. 緑地保全に関すること

特別緑地保全地区や風致地区、保存緑地等の法令等の緑地保全制度を運用することで、適正に保全を図っていくとともに活用に取組む

2. 都市緑化に関すること

緑化重点地区（仙台都心部など4地区）について、公園緑地や街路樹のみどりの適正な整備や維持管理を行うとともに、民有の建築物等の緑化については、ガイドラインや助成制度の運用等により、質を向上させる

3. 都市公園に関すること

都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点のもと計画的な整備・管理を行い、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能を有効に活用することで、都市の魅力向上させる「公園マネジメント」に取組む

4. 街路樹に関すること

適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効に活用することで、都市の魅力向上させる「街路樹マネジメント」に取組む

第4章 計画の進行管理

令和12年年度までの10年間の計画期間とし、計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、適切な進行管理を行います。毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度（令和7年度）には、成果指標の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査などを実施し、中間見直しを行います。

●計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1	市域全域の緑被率	78.4%	維持・向上
指標2	都市計画区域内の都市公園等の市民一人当たり面積	18.6㎡	20㎡
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度	34.7%	40%

●5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1	公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積	—	R12年度までに87,000㎡増
	身近な生きもの（9種）の認識度	ツバメ75.2%ほか	全ての種で現在より向上
方針2	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12年度までの10年間で4か所
	仙台市都心部緑化重点地区における①緑被率・②平均緑視率の向上	①14.2% ②31.7%	①14.3%以上(約3ha増) ②33%
方針3	街路樹の再生（更新路線数）	—	R12年度までの10年間で10路線実施
	仙台ならではのみどりを活用した（名木・古木めぐりなど）イベント開催件数	10回/年度	10回/年度以上
方針4	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358団体	1,460団体
方針5	公園施設改修件数	—	R12年度までの10年間で延べ1,200公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12年度までの10年間で延べ2,000人

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等

(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況

① 緩やかな人口減少と少子高齢化の更なる進行

日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は増加が続いていますが、近い将来にピークを迎え、その後は緩やかに減少し、2050年から2055年にかけて100万人を割り込む見込みです。本計画期間中については、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっていますが、少子高齢化が進み、人口構成の変化が予想されます。

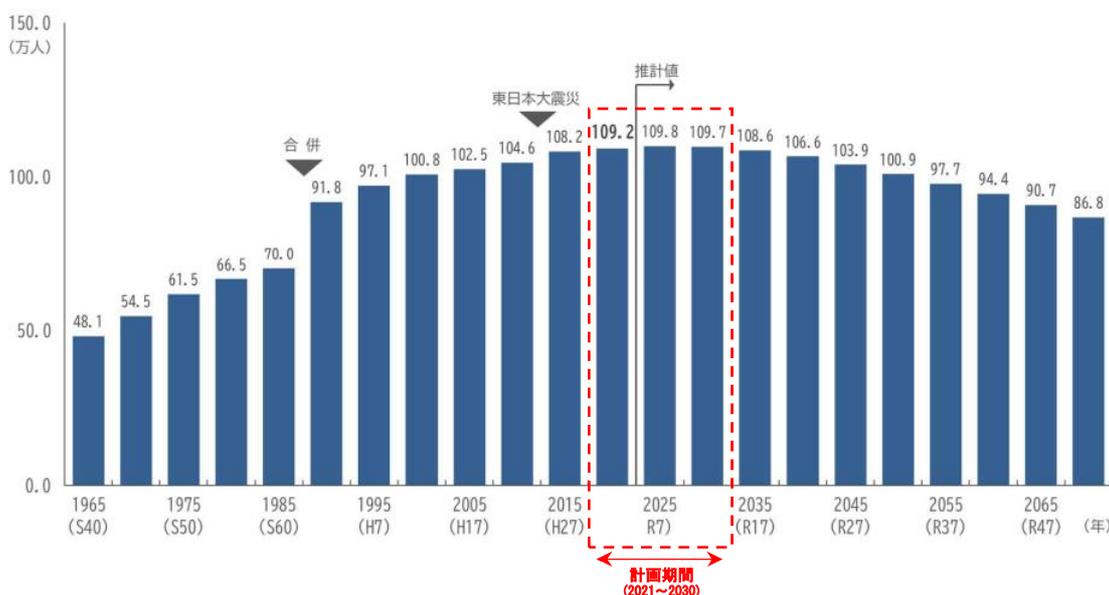


図-2：仙台市の将来人口推計

出典：仙台市基本計画答申案 コーホート要因法により仙台市まちづくり政策局で推計

② 地球温暖化等に起因する自然災害の頻発化・激甚化

近年、地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界中で平均気温の上昇や豪雨等による水災が発生しています。国内においても、その影響が表れ始めており、全国各地で局地的な大雨や記録的な猛暑が発生しています。「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心に広い範囲で大雨となり、豪雨災害としては平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地に甚大な被害をもたらしました。「令和元年東日本台風」では、宮城県内でも阿武隈川などの河川氾濫やがけ崩れが発生し、本市においても広い範囲で被害に見舞われました。

水災対策は、令和2年(2020年)7月には国土交通省から「流域治水」の考えが示される等、社会全体として総合的かつ多層的に取り組むことが求められています。



本市における洪水（河川氾濫）の被害
（平成27年9月関東・東北豪雨）



本市における土砂災害（がけ崩れ）の被害
（令和元年東日本台風）

図—3：本市における近年の大雨被害

出典：仙台市地球温暖化対策推進計画答申



図—4：「流域治水」の施策のイメージ

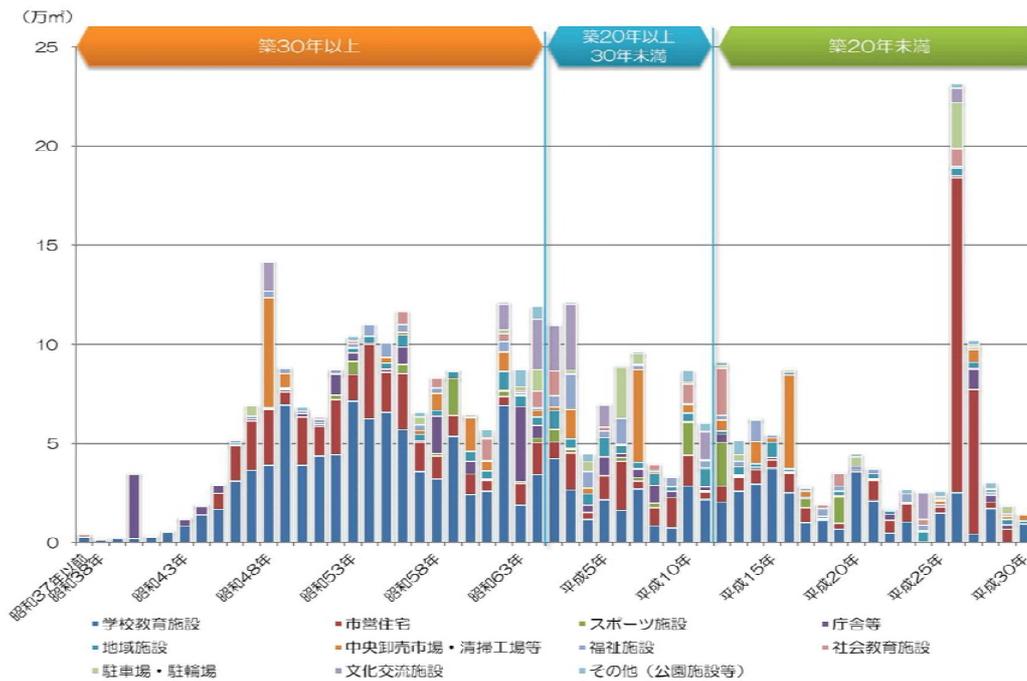
出典：【概要】気候変動を踏まえた水害対策のあり方について答申

（国土交通省，令和2年7月）

③ 社会資本の老朽化

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、このように一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

本市においても公共施設（建築物）のうち、築30年以上の施設が4割を超えており、今後、老朽化の進むこれらの施設、ならびに今後老朽化対策が必要となる施設の維持・保全に、膨大な費用がかかることが見込まれています。



図—5：整備年度別床面積

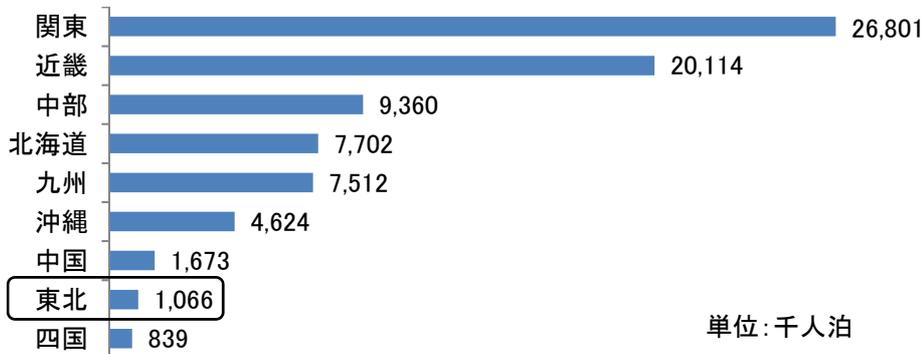
出典：平成30年度仙台市公共施設の「見える化」-公共施設のいま-（財政局）

④ 交流人口の拡大

本市の外国人宿泊者数は令和元年(2019年)に33万人泊を突破し、5年連続で過去最多を更新しました。一方で、東北地方全体における宿泊者数は他地域に比べると依然として低水準にあると言え、更には観光庁が平成29年(2017年)3月に発表した「観光立国推進基本計画」では、地方部※における訪日外国人宿泊者数を令和2年(2020年)に7,000万人泊にすることを目標に掲げております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により、令和2年は国内外からの宿泊者数は大幅な落ち込みが懸念されているものの、東北地方の交流拠点としての役割を担う本市においては、収束後を見据え、更なる観光資源の発掘や都市の魅力向上等の取組みが必要となっています。

※三大都市圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の地域を指す。



図—6：「地域別外国人延べ宿泊者数(平成29年)」

出典：観光庁 観光統計により作成

⑤ 感染症を契機としたまちづくり

令和元年(2019年)に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活と地域経済に深刻な影響を与え、一人ひとりの暮らし方や働き方も見直されています。

令和2年(2020年)には国土交通省から、新型コロナウイルス感染症がもたらす影響への対応について、職住近接(自宅と勤務地が近いこと)のニーズへの対応や総合的な交通戦略の推進、緑やオープンスペースの柔軟な活用等、今後のまちづくりの方向性が示されました。



図一七：新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(イメージ)

出典：「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」概要版抜粋
(国土交通省、令和2年8月)

(2) みどりに関する新たな視点

① 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までの国際目標です。同目標では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)が掲げられています。

内閣府では、平成30年(2018年)度より、自治体によるSDGsの取組みを促進するため、優れた取組みを提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、本市は、「『防災環境都市・仙台』の推進」が評価され、令和2年(2020年)度に選定されています。

本計画では、17のゴールの達成に寄与する施策を積極的に推進していきます。



図—8 : SDGs の 17 のゴール (目標)

出典 : 国際連合広報センターHP

② 仙台防災枠組 2015-2030

「仙台防災枠組2015-2030」は、平成27年(2015年)に本市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組(平成17年(2005年)に採択)」の後継となる新しい国際的防災指針です。

同枠組では、災害による死亡者の減少、国や地方レベルでの防災・減災戦略を有する国の増加など、地球規模の目標が初めて設定され、防災・減災については、自然生態系を生かした防災・減災を意味するEco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) の推進が盛り込まれました。

本市では、東日本大震災時に消失した海岸林が津波減衰効果を発揮したことを受けて、平成25年(2013年)度から海岸林の再生等に取組む「ふるさとの杜再生プロジェクト」を始動し、震災後のまちづくりにおいてEco-DRRを推進してきました。

③ 都市緑地法等の改正による新たな制度

平成29年(2017年)6月に法改正が行われ、都市公園の再生・活性化(都市公園等)、緑地・広場の創出(都市緑地法)、都市農地の保全・活用(生産緑地法等)について、新たな制度が創設されました。

国土交通省はこうした法改正の動きを「緑の基本計画(緑のマスタープラン)」に記載することで、緑のまちづくりの充実を図ることの必要性を示しています。



図—9：平成29年度改正都市緑地法等の概要

出典：国土交通省資料により作成

④ グリーンインフラ推進戦略

令和元年(2019年)7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この戦略において、グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」とされており、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが必要とされています。また、グリーンインフラはSDGs(持続可能な開発目標)と親和性があり、同目標に示されている複数の課題の同時解決にアプローチする手法として有効とされています。

本市においても、近年激しさを増す都市型水害や魅力ある都市空間の形成など、顕在化する様々なまちづくりの課題へ対応が求められており、グリーンインフラを推進していく必要があります。

⑤ オープンスペースに関する提言など

平成28年(2016年)に国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」より、人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの政策は「新たなステージ」へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視する必要があるという提言がなされました。

また、令和元年(2019年)には同省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」から「『居心地が良く歩きたくなる まちなか』からはじまる都市の再生」が提言されました。

本市は、同省が募集を行っている「ウォークブル推進都市」に賛同しており、官民の連携を図りながら、居心地がよく歩きたくなるまちなかの創出に向け、都市公園をはじめとするオープンスペースの積極的な活用などの取組みを推進する必要があります。



【札幌市】北3条広場アカプラ



図一〇：『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生
～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

出典：国土交通省資料により作成

(3) 本市のまちづくりに関する動向

① 関連計画の改定等

1) 仙台市基本計画

まちづくりの理念に「挑戦を続ける，新たな杜の都へ～” The Greenest City” SENDAI～」を掲げています。「杜の都」と親和性のあるGreenという言葉に，目指す都市の姿に関連する様々な意味（自然，心地よさ，成長，進め！）を持たせるとともに，常に高みを目指す姿勢の象徴として，最上級を表す「est」を付した” The Greenest City” というまちづくりの方向性を定め，仙台がこれまで培ってきた都市個性を深化させ，掛け合わせ，相乗効果を生み出していくことで，仙台らしさが輝く「新たな杜の都」をつくっていくとしています。

目指す都市の姿の実現に向けて，仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む8つのチャレンジプロジェクトが設定されており，みどりに関しては，グリーンインフラの充実を通じて，みどりが有する防災・減災やにぎわい創出，景観向上等の機能をまちづくりに活かしていくこととしています。

2) 仙台市都市計画マスタープラン

都市づくりの目標像を「『選ばれる都市へ挑戦し続ける” 新たな杜の都”』～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」とし，目標像の実現に向けて，「働く」・「学ぶ・楽しむ」・「暮らす」場所としての質を高め，相乗効果を生み出すことにより，選ばれる都市の実現を目指としています。

目標像の実現に向け，都市づくりの基本方針や部門別の方針を定め，都市づくりの具体的な考え方を示しています。みどりに関しては，基本方針の「1. 魅力・活力ある都心の再構築」において「杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用」，基本方針の「2. 都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり」では「自然環境の保全・継承」，「4. 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」では「緑と潤いのある都市空間の形成と活用」，「災害に強い安全・安心な都市空間の形成」などの様々な分野にわたって考え方が示されています。また，部門別方針の「3. 緑・景観」においては，自然環境の保全や緑の持つ多機能性を生かしたグリーンインフラによるまちづくり，公園・緑地等の形成と保全などを進めていくこととしています。

このように，都市づくりの方針を示す計画において，みどりに関する方針が多岐にわたって示されており，今後の都市づくりの中でみどりが担う役割が大きいものとなっています。

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

目指す環境都市像「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を掲げ、この実現に向けて5つの分野別の環境施策と3つの重点的な取組みを進めることとしています。

みどりに関しては、分野別の環境施策「2 自然共生都市づくり」において、「豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち」を目指す都市の姿として掲げ、この施策として「豊かな自然環境と多様な生きものを守る」、「恵み豊かな里地里山を活性化させる」、「グリーンインフラをまちづくりに活かす」等を位置づけているほか、分野別の環境施策「4 快適環境都市づくり」の「健康で快適な生活環境を保全する」、「地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める」においても、みどりの多機能性を生かす取組みを進めていくこととしています。

4) 仙台市国土強靱化地域計画

4つからなる基本目標として「人命の保護が最大限図られる」等を掲げ、事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定を行い、それらの設定に基づき脆弱性を評価した上で、今後の取組みの方向性を推進方針として設定しています。

リスクシナリオの1つである「突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生」では、雨水流出抑制の方策の1つとして、雨水の地下への浸透などを行うためにグリーンインフラの導入を図ることとしています。

② 都心部再開発の動き

東日本大震災以降、震災からの復興を進めてきた一方、都心部において建築物の老朽化やオフィスビル供給の減少等の新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対応するため、令和元年(2019年)7月から「せんだい都心再構築プロジェクト」を始動し、助成制度の創設等による建替え促進や都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法）の拡大指定などに取組み、都心部の機能強化を進めています。更に、勾当台・定禅寺通エリアにおいては、市役所本庁舎の建替えや定禅寺通活性化、市民広場を含む勾当台公園の再整備等、市政上の重要施策も動き出しており、今後の公・民の資産の老朽化対応において、個々の改修や更新が同エリアの魅力向上に寄与する、繋がりのある取組みとなるように、同エリアのまちづくりの将来像を示す「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」の策定に向けた検討が進められています。

また、青葉通や宮城野通においても、地域の関係者により設立されたまちづくり協議会が主体となって計画が作成され、地域が目指すまちづくりの将来像などが示されるとともに、にぎわいの創出や活性化を目的として歩道の一部を広場化する社会実験が実施されるなど、まちづくりの取組みが行われています。

③ 令和5年度開催「第40回全国都市緑化仙台フェア」

令和5年(2023年)春に本市としては2回目(前回は平成元年(1989年)に開催)となる第40回全国都市緑化仙台フェアを開催します。

「杜の都から始まる未来, みどりを舞台に人が輝く」を開催テーマに, 「杜の都・仙台」の多様な機能を持つみどりが形づくられてきた歴史のあゆみを辿り, その大切さを見つめなおすとともに, 新型コロナウイルス感染症の影響により引き起こされつつある社会的変革の先にある「新たな杜の都」の創造に向けて, 3つの基本理念(①百年先の, みどり豊かな杜の都を育むために②杜の都のみどりと親しむライフスタイルの発見, そして人の交流があふれるまちへ③復興からその先へ, みどりを未来へ繋げる)を掲げ, 全国都市緑化フェアを開催することとしています。

(4) 本市のみどりの現状と課題

① 本市のみどりの特徴と現状

1) 緑被率

本市における緑被分布の現況調査（緑の分布調査）は、平成元年(1989年)から5年ごとに航空写真の撮影により、行っており、最新の調査は令和元年(2019年)度を実施しています。

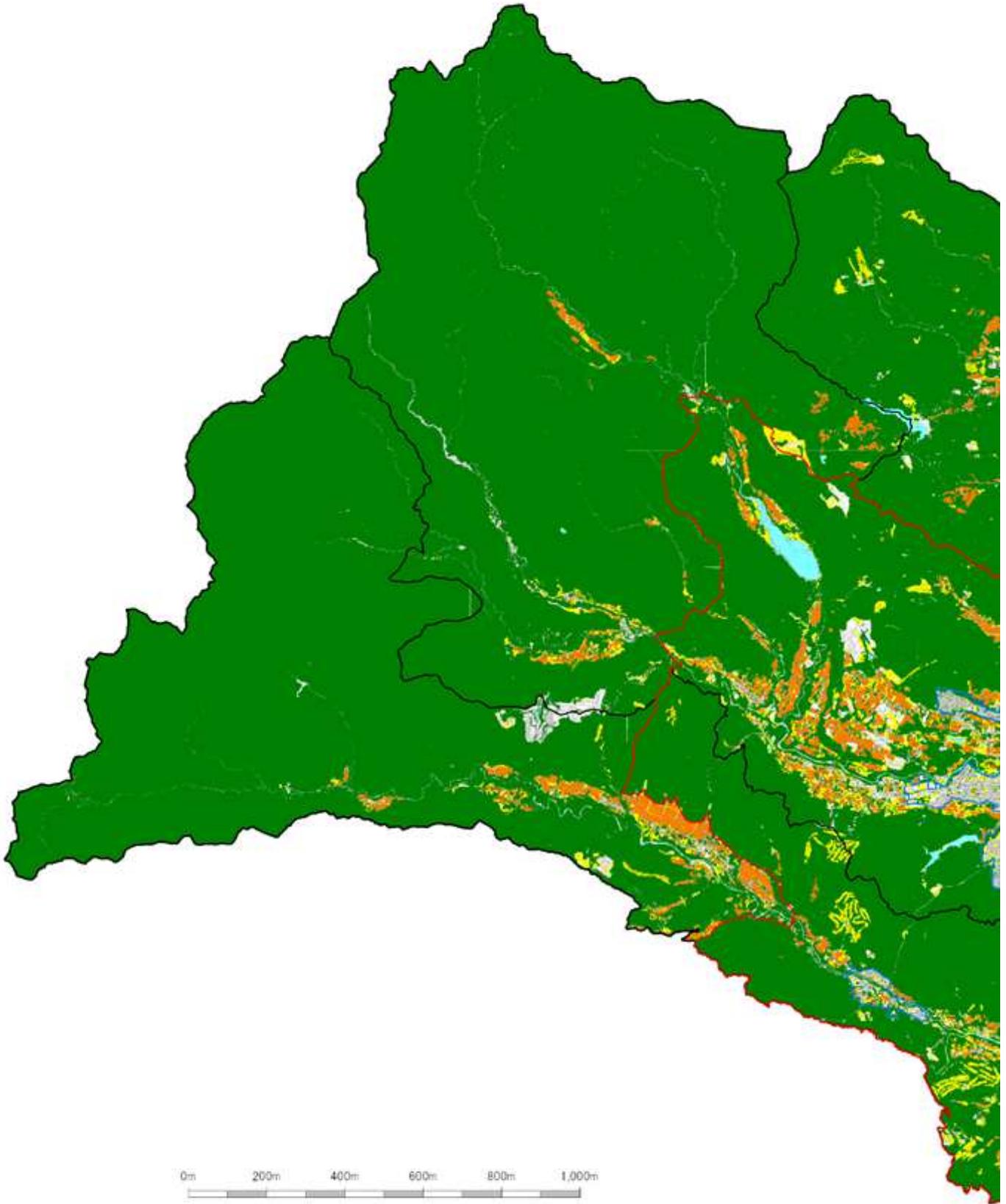
その結果、市全域では、緑被率が78.4%と市域の約8割がみどりに覆われており、その内訳は、樹林地が64.9%、草草が3.8%、農耕地が8.5%、水面が1.2%となっています（図—1 1：「緑被分布総括図」参照）。

また、市街地、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外での緑被率はそれぞれ30.2%、26.3%、87.7%、98.5%となっています（図—1 2：「区域ごとの緑被率」参照）。

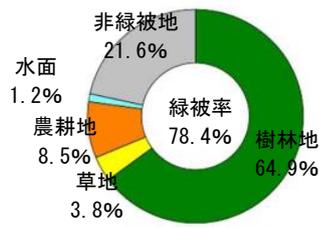
前回の調査（平成26年(2014年)度実施）と比較すると市全域の緑被率は0.9ポイント減少しており、緑被地ごとの内訳では、樹林地で0.4%、草草で0.1%、農耕地で0.4%、水面で0.1%減少しています（四捨五入の関係で合計が合わない）。

区域ごとにみると、市街化区域では、樹林地で0.8%、草草で0.7%、農耕地で0.4%減少しています。市街化調整区域では、草草が0.2%増加しているものの、樹林地で0.4%、農耕地で0.6%減少しています。都市計画区域外においても市街化調整区域と同様に、草草では0.2%増加しているもの、樹林地で0.3%、農耕地で0.3%、水面で0.2%減少しています。

いずれの区域においても樹林地は減少しており、開発等の土地利用の影響が原因と考えられます（表—1：「緑被地面積の経年変化」参照）。

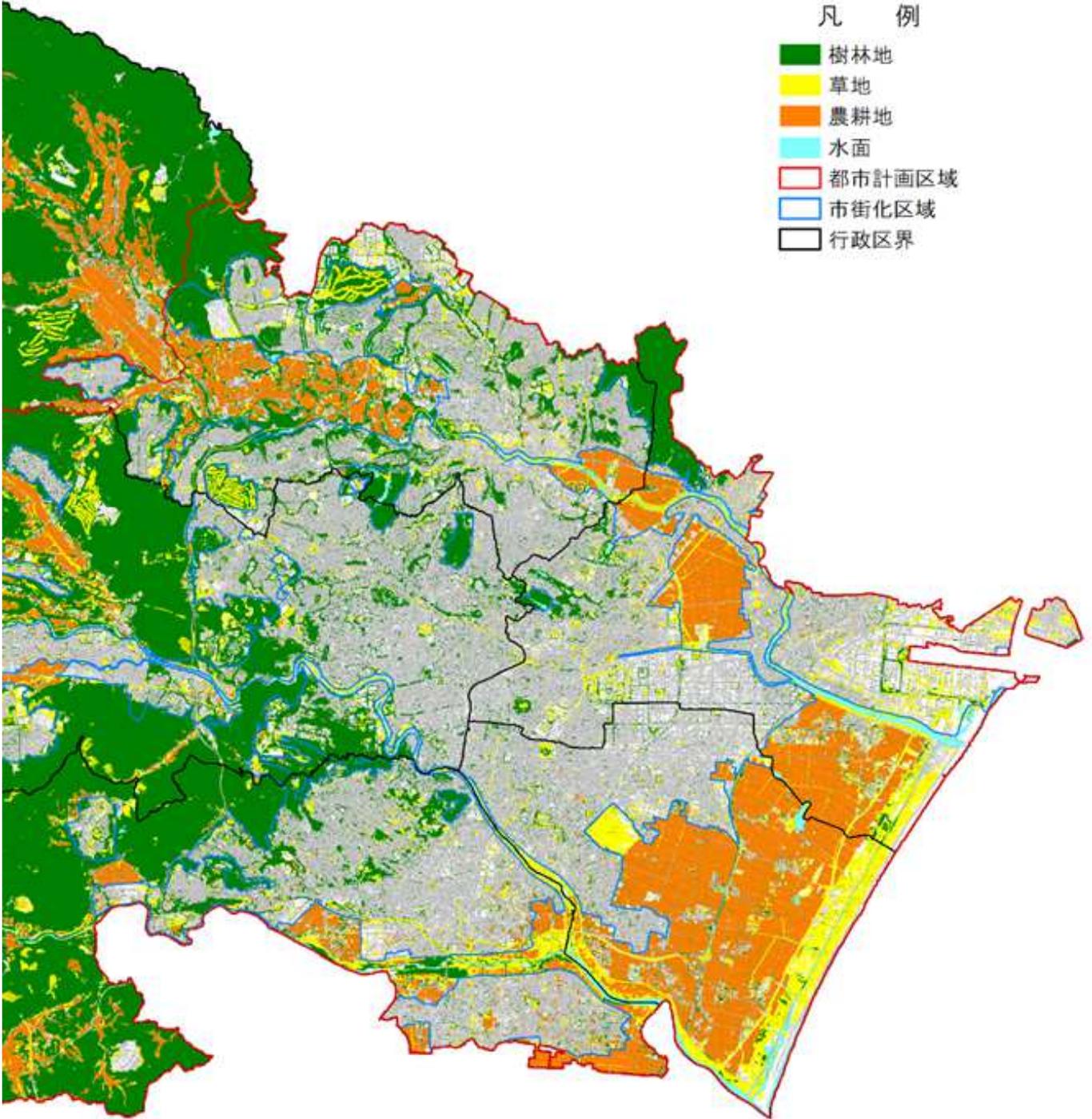


図—1 1 : 緑被分布総括図

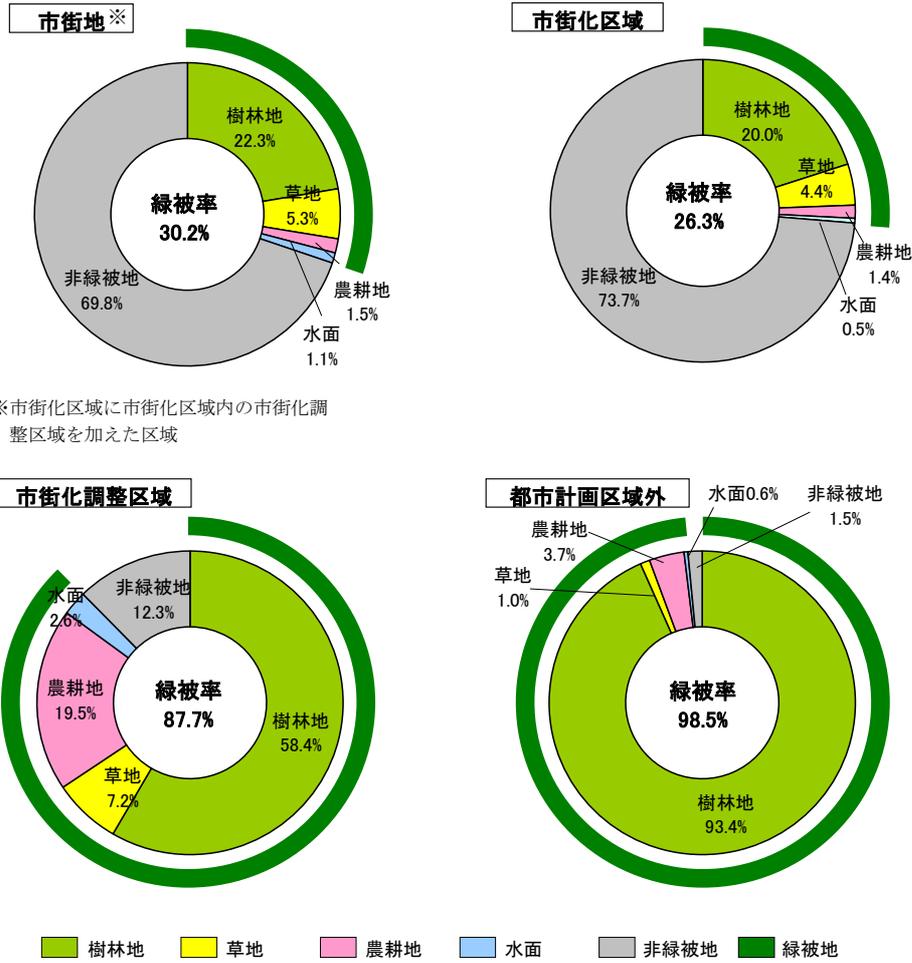


凡 例

- 樹林地
- 草地
- 農耕地
- 水面
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 行政区界



出典：令和元年度仙台市緑の分布調査報告書



※市街化区域に市街化区域内の市街化調整区域を加えた区域

図—12：区域ごとの緑被率

表—1：緑被地面積の経年変化

区域区分	緑被地の種類・面積	区域面積 (ha)	樹林地		草地		農耕地		水面		緑被地合計		
			緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	
都市計画区域	都市計画区域	平成16年度	44,285.00	17,813.44	40.2	3,173.29	7.2	6,168.67	13.9	896.01	2.0	28,051.41	63.3
		平成21年度	44,284.00	19,589.46	44.2	1,746.00	3.9	5,923.88	13.4	829.37	1.9	28,088.71	63.4
		平成26年度	44,293.00	19,193.24	43.3	2,771.13	6.3	5,602.45	12.6	788.48	1.8	28,355.30	64.0
		令和元年度	44,296.00	18,952.80	42.8	2,670.50	6.0	5,393.04	12.2	781.99	1.8	27,798.33	62.8
	市街化区域	平成16年度	18,001.00	3,411.23	19.0	1,196.55	6.6	394.12	2.2	111.11	0.6	5,113.01	28.4
		平成21年度	18,036.10	3,835.78	21.3	572.29	3.2	374.19	2.1	104.38	0.6	4,886.64	27.1
		平成26年度	18,035.00	3,756.90	20.8	924.34	5.1	323.61	1.8	97.89	0.5	5,102.74	28.3
		令和元年度	18,006.00	3,604.37	20.0	788.82	4.4	260.31	1.4	83.69	0.5	4,737.19	26.3
	市街化調整区域	平成16年度	26,284.00	14,402.21	54.8	1,976.74	7.5	5,774.55	22.0	784.90	3.0	22,938.40	87.3
		平成21年度	26,247.90	15,753.68	60.0	1,173.71	4.5	5,549.69	21.1	724.99	2.8	23,202.07	88.4
		平成26年度	26,258.00	15,436.34	58.8	1,846.79	7.0	5,278.84	20.1	690.59	2.6	23,252.56	88.6
		令和元年度	26,290.00	15,348.43	58.4	1,881.68	7.2	5,132.73	19.5	698.30	2.6	23,061.14	87.7
都市計画区域外	平成16年度	34,524.00	31,073.67	90.0	897.28	2.6	1,708.72	4.9	180.47	0.5	33,860.14	98.1	
	平成21年度	34,525.00	32,136.22	93.1	256.80	0.7	1,385.67	4.0	216.96	0.6	33,995.65	98.5	
	平成26年度	34,292.00	32,123.50	93.7	266.88	0.8	1,383.86	4.0	216.72	0.6	33,990.96	99.1	
	令和元年度	34,339.00	32,058.62	93.4	354.05	1.0	1,280.07	3.7	139.73	0.4	33,832.47	98.5	
全市域	平成16年度	78,809.00	48,887.11	62.0	4,070.57	5.2	7,877.39	10.0	1,076.48	1.4	61,911.55	78.6	
	平成21年度	78,809.00	51,725.68	65.6	2,002.80	2.5	7,309.55	9.3	1,046.33	1.3	62,084.36	78.8	
	平成26年度	78,585.00	51,316.74	65.3	3,038.01	3.9	6,986.31	8.9	1,005.20	1.3	62,346.26	79.3	
	令和元年度	78,635.00	51,011.42	64.9	3,024.55	3.8	6,673.11	8.5	921.72	1.2	61,630.80	78.4	

四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

2) 緑地保全

土地や樹木の所有者をはじめとする市民の理解を得て、法令等に基づく緑地保全に取り組んできました（表—2「法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況」参照）。平成26年(2014年)には、都市公園（都市公園法）に移行することで緑地の保全が確保された保存緑地について、指定の解除を行ったため、大泉山保存緑地や芦の口保存緑地等の面積が減少しましたが、保全の担保性は向上しました。また、より規制が厳しくなる特別緑地保全地区は柘江地区などを新規指定し、面積が増加しています。その他については、近年は、保存樹木の枯損による廃止があったものの、引き続き新たな指定を行っているほか、保存樹林は指定件数が増加しています。

一方、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地では、開発等の土地利用の影響により緑地の減少が見られます。特に、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採については、再生可能エネルギーの普及は重要であるものの、全国的に環境への影響が懸念されています。

表—2：法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況

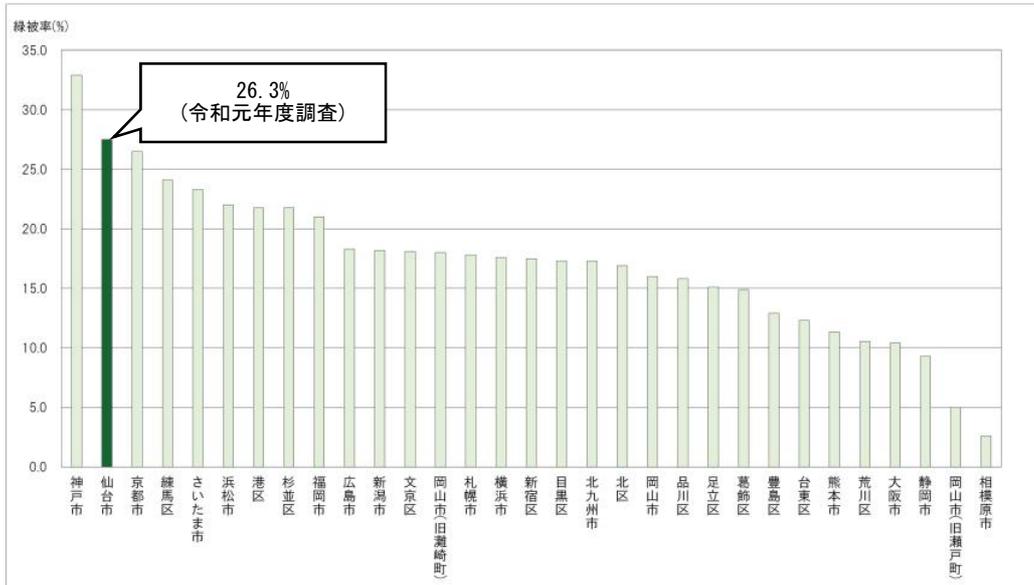
	平成 24 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日	増減
風致地区	8 地区(270.9ha)	8 地区(270.9ha)	増減なし
特別緑地保全地区	1 地区(81ha)	4 地区(97.2ha)	3 地区(16.2ha)増
市民緑地	1 箇所	1 箇所	増減なし
保存緑地	46 箇所(662.17ha)	40 箇所(643.34ha)	6 箇所(18.83ha)減
保存樹林	9 件	17 件	8 件増
保存樹木	177 件(182 本)	173 件(178 本)	4 件(4 本)減

令和 2 年 4 月現在において、「緑地保全地域」、「保全配慮地区」の指定実績はない。

3) 都市緑化

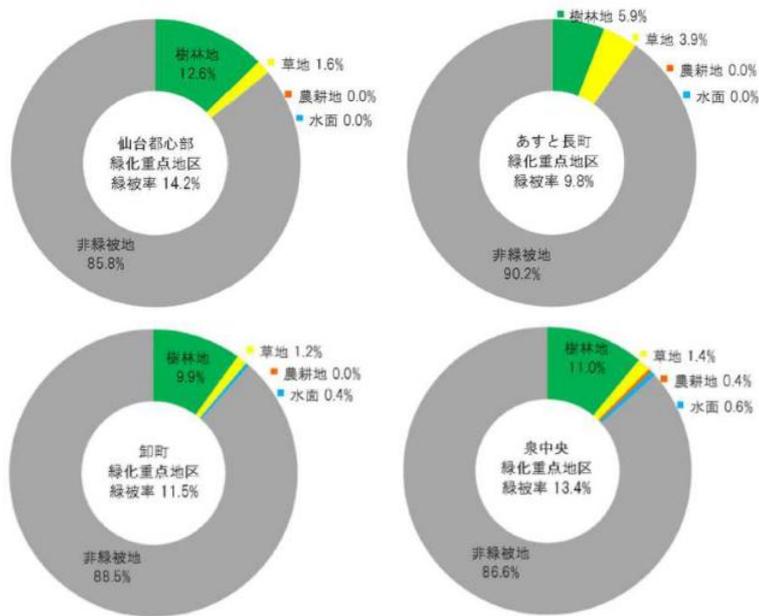
市街化区域の緑被率は26.3%であり、他都市と比較すると上位にあります。重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）は4地区を指定しているものの、緑被率は市街化区域の中でも低く、半分程度の割合となっています。

杜の都の環境をつくる条例に基づく建築行為に伴う緑化は着実に図られてきましたが、コスト低減等の観点からつる性植物や芝などが多く用いられ、緑化の基本としている樹木が十分に使用されていません。



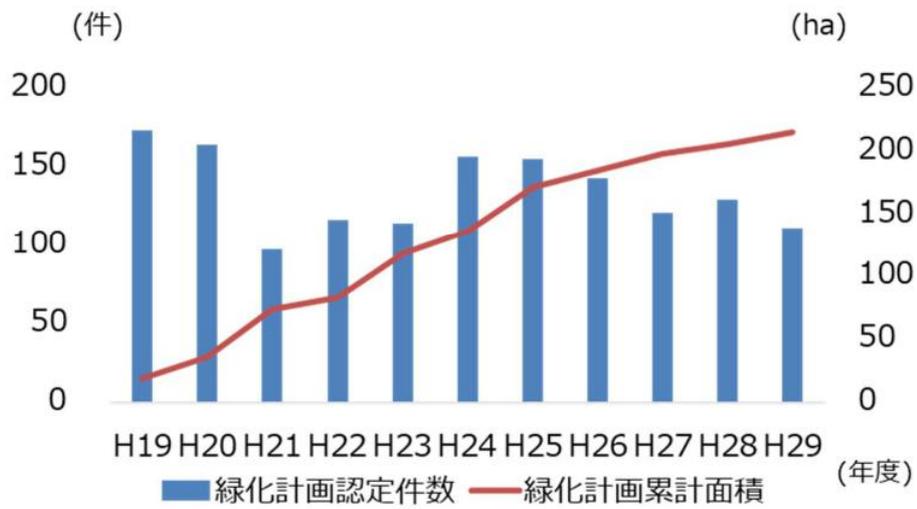
図—13：他都市との緑被率比較（市街化区域）

出典：都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査報告書
（平成31年3月、国土交通省）



図—14：緑化重点地区の緑被率の内訳

出典：仙台市緑の分布調査報告書（令和2年6月）



図—15：杜の都の環境をつくる条例に基づく
緑化計画の認定件数と累計面積の推移

4) 都市公園

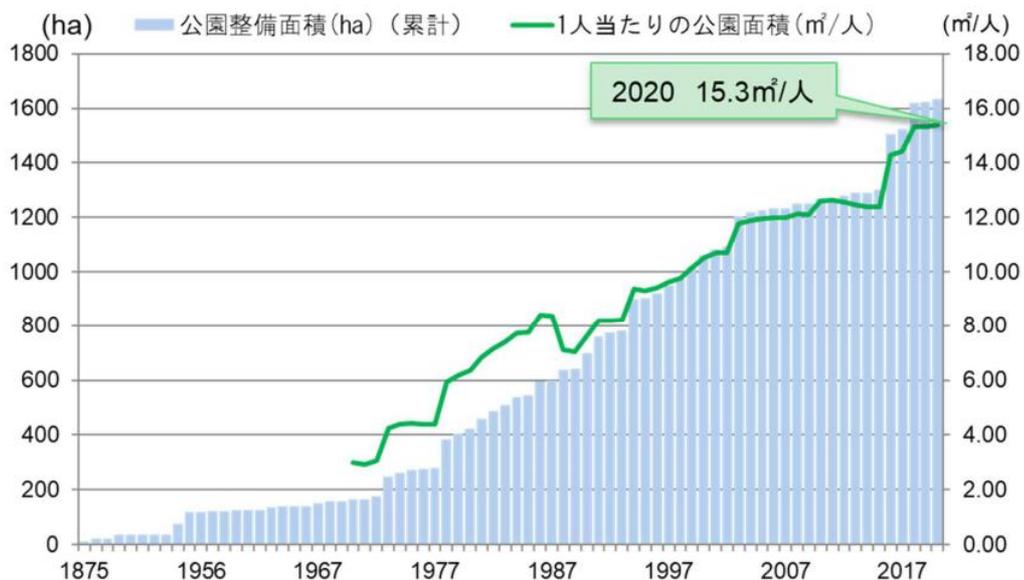
仙台市の公園整備は明治6年(1873年)の太政官布達を受けて、明治8年(1875年)に現在の西公園の一部を桜ヶ岡公園として開設したのが始まりです。その後、明治35年(1902年)に榴岡公園、大正3年(1914年)に勝山公園と2つの公園が開園し、戦前には3公園で開園面積が15.2haとなりました。

本市が計画的に公園配置を始めたのは、戦災復興計画(昭和21年(1946年))が最初となり、前述の3公園のほか、10箇所が都市計画決定され、整備が進められました。また、昭和31年(1956年)に国が都市公園法を制定したのを受け、翌昭和32年(1957年)に仙台市都市公園条例を制定し、都市公園の設置・管理についての基礎が確立されました。

その後、着実に公園整備は進められてきましたが、特に昭和40年代から50年代にかけては開発行為や区画整理事業により公園整備が増加し、昭和55年(1980年)には都市公園334箇所、399haが整備され、市民一人当たり都市公園面積は6㎡となりました。

平成元年(1989年)には東北地方初の政令市に移行し、七北田公園において第7回全国都市緑化フェアを開催しました。

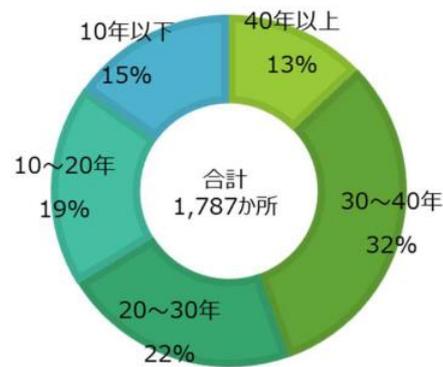
その後、平成に入ると、平成元年当時の供用面積550haが、平成15年には1,078haと2倍近くになり、令和2年(2020年)4月1日時点では、公園数は1,800箇所に達し、面積としては1,600haを超え、市民一人当たりの面積では15.39㎡となっており、政令指定都市平均6.8㎡/人(平成31年(2019年)3月31日現在)と比較して高い水準にあります。一方、開設後30年以上経過した公園が4割を超え、施設の老朽化が進んでいます。また、公園の配置状況について、地域によって偏りが生じているほか、500㎡未満の小規模公園が非常に多くなっています。



図—16：本市の公園整備面積と1人当たりの公園面積の推移(令和2年4月1日現在)



図—17：市民1人当たり公園面積政令市比較
(上位10都市，平成30年3月末現在)



図—18：都市公園整備後の経過年数
(平成30年12月現在)

出典：国土交通省資料を基に作成

5) 街路樹

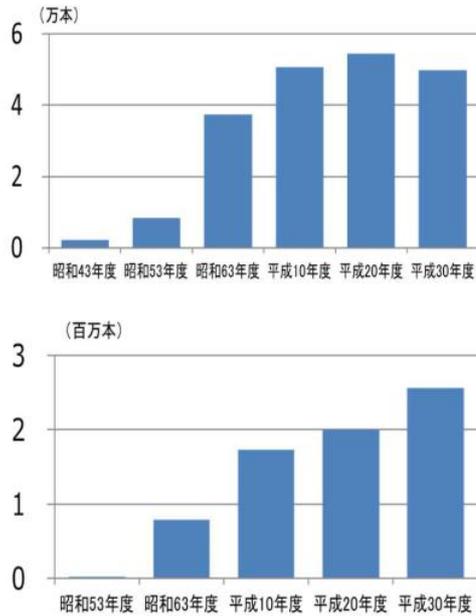
本市の街路樹は明治20年(1887年)に仙台駅が現在地に設置された際に，関連する道路が拡幅され，明治24年(1891年)に南町通にサクラとヤナギをとり混ぜて植えたのが最初といわれています。大正12年(1923年)に都市計画法が適用になり，昭和2年(1927年)に38路線の街路が決定され，その後南町通にシダレヤナギ，国道4号の長町から土樋までにイチョウとエンジュ，北四番丁から北仙台駅前までにイチョウとニセアカシア，国道48号のうち大学病院から大崎八幡神社までにアオギリが植栽されましたが，震災などにより，現在はほとんど残っていません。

戦後，仙台の中心部で行われた戦災復興土地地区画整理事業では，一区画あたりの宅地面積が縮小されたため，宅地内の植栽によりみどりを確保することが難しくなり，公園及び街路の緑化による，みどりの創出が求められることとなりました。

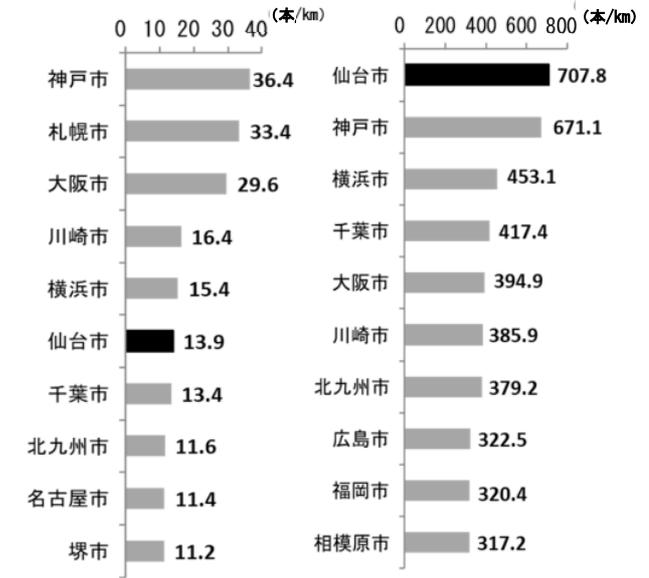
青葉通及び定禅寺通のケヤキがそれぞれ昭和26年(1951年)，昭和33年(1958年)から昭和40年(1965年)頃まで植栽され，現在では市のシンボルとしてケヤキの大木に包まれた通りとなっています。その後，都市計画道路の整備の進捗にあわせ，着実に街路樹本数が増加しましたが，高木については，植栽後，時間の経過とともに樹勢不良を生じた樹木の伐採が多くなり，平成20年(2008年)頃をピークに，減少に転じています。

平成31年(2019年)4月1日時点では，高木が約50,000本，中低木が51.3ha(約2,565千本)となっており，道路延長1kmあたり街路樹本数では，高木13.9本(政令指定都市平均11.9本/km)，中低木707.8本(政令指定都市平均271.2本/km)と政令指定都市の中でも高水準にありますが(高木，中低木ともに平成29年(2017年)3月31日時点)，樹木の成長に伴い，樹勢不良の発生以外にも，維持管理費が増大しているほか，植栽間隔など現行の基準では不適合とされる樹木が多数あり，道路の安全性低下への懸念がありま

す。

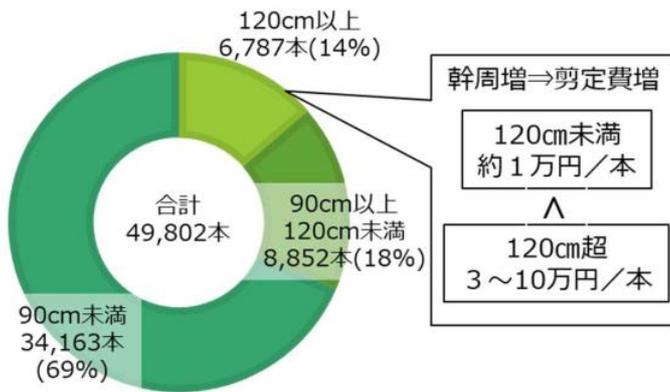


図一 19 : 街路樹本数の推移
(上: 高木, 下: 中低木)



図一 20 : 管理道路 1km 当たり街路樹本数の政令市比較 (左: 高木, 右: 中低木)

出典: 「わが国の街路樹Ⅷ」(2018年11月)を基に作成



図一 21 : 街路樹 (高木) 幹周割合
(平成 30 年 4 月現在)



基準不適合箇所



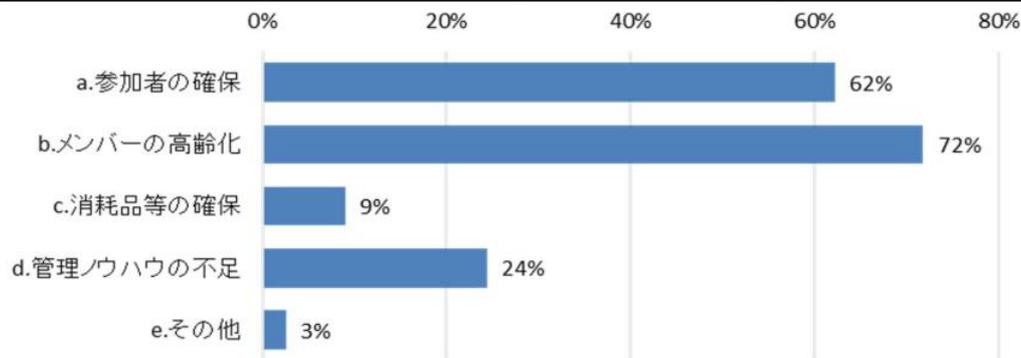
根上がりによる舗装の隆起

6) みどりの市民活動

本市には様々なみどりを活動の場にして、利活用や維持管理を行う団体があり、地域のコミュニティ活性化の一翼を担っておりますが、一部の団体では、会員の高齢化が進むなど、持続的な担い手の確保に課題が生じています。

表—3：コミュニティを育むみどりの市民活動団体数

団体名称	現計画策定時 (平成24年度)	現在 (令和2年度)	増減
緑の活動団体	17 団体	26 団体	9 団体増
公園愛護協力会	1,155 団体	1,312 団体	157 団体増
河川愛護会	20 団体	20 団体	増減なし



図—22：公園愛護協力会の活動上、課題と考えていること

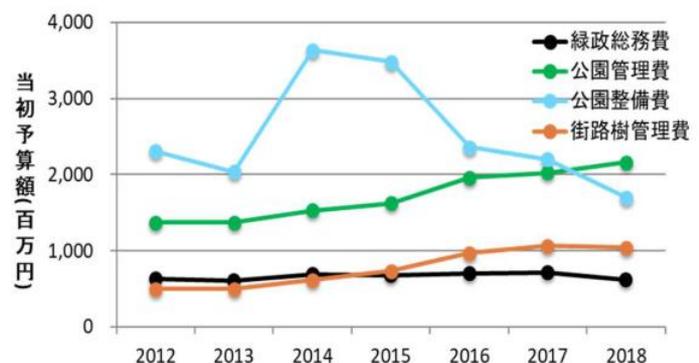
出典：令和元年度 仙台市公園愛護協力会連合会泉支部アンケート

7) みどりに関する財源

財源については、仙台スタジアムや八木山動物公園のネーミングライツをはじめ、中心部や泉中央地区では仙台おもてなし花壇（企業・団体等の協賛により設置する花壇）を導入するなど新たな財源確保に取り組んでいます。一方、公園等関連の予算で平成29年(2017年)に維持管理費が整備費を上回るなど、所有施設の維持管理費が予算に占める割合が年々大きくなってきています。



仙台おもてなし花壇



図—23：公園関連予算の推移

出典：仙台市一般会計歳出決算事項別明細書

8) 市民意識等

ア. 施策目標に関する市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

本市が重点的に取り組む施策に関する市民評価やニーズを把握することを目的として実施した「施策目標に関する市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）」では、「市街地の緑化や公園の整備，自然環境の保全等，緑美しい百年の杜づくり」を評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）の割合が69.5%と全47項目中4位と高評価を受けました。

表—4：仙台市の各取組みに対する市民評価（上位5項目の経年変化）

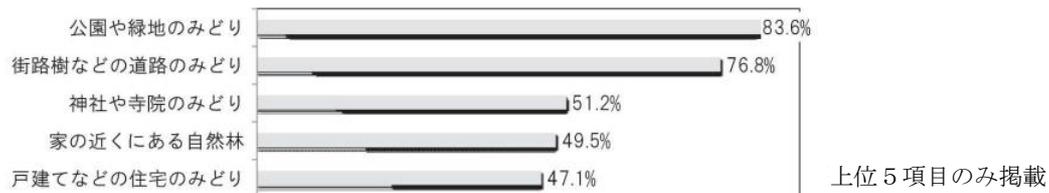
「評価する（計）」（上位5項目の経年比較）			
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1位	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 82.8%
2位	医療サービスや救急医療体制の充実 72.0%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 69.2%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 73.6%
3位	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 71.9%	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり (同率3位) 68.1%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 71.7%
4位	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり 69.5%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり (同率3位) 68.1%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.3%
5位	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 68.7%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.4%	生活習慣病予防対策や健診体制の充実等、健康づくりの推進 65.8%

出典：令和元年度 施策目標に関する市民意識調査（まちづくり政策局資料）からの抜粋

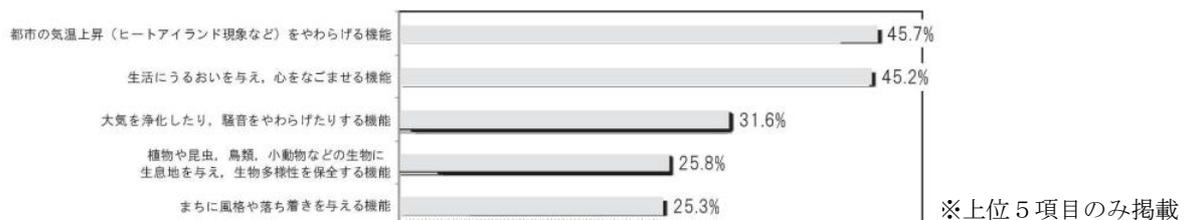
イ. みどりの市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

「みどりの市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）」では、身近なみどりについて「公園や緑地のみどり」や「街路樹などの道路のみどり」を挙げた市民が7割を超えました。身近なみどりに期待する機能としては、「都市の気温上昇の軽減」や「生活への潤い，いやし」，「大気浄化・騒音の軽減」など生活環境の向上への期待が上位を占めましたが，それらのみどりの満足度（質と量に関する評価）では，量を十分と回答した方は半数を超えたものの，質が十分と回答した方は半数を下回る結果となりました。みどりの満足度に関しては，前回調査（平成24年(2012年)度調査）と比較すると，「量・質ともに十分である」が32.1%から34.7%へと増加し，「量・質ともに不十分である」の割合が34.1%から28.4%へと減少しています。

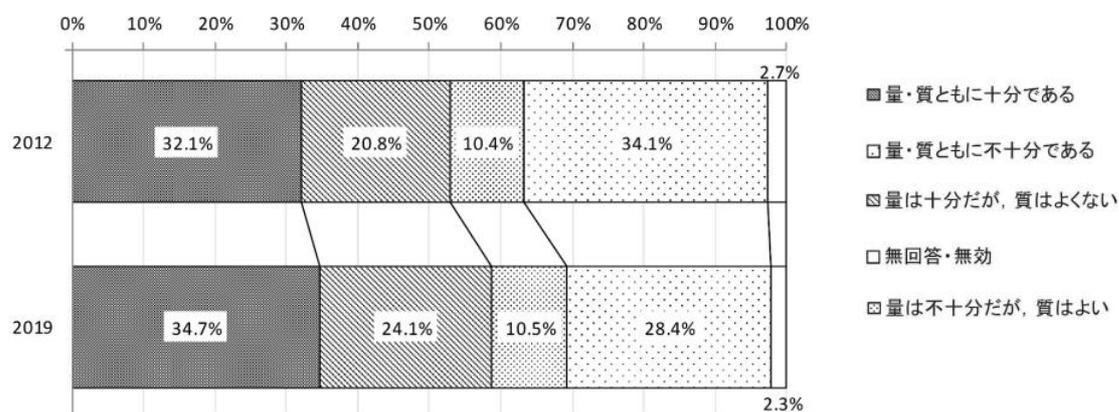
問. あなたにとって身近なみどりとは何か (あてはまるもの全てに○, n=1916)。



問. 身近なみどりに期待する機能は何か (あてはまるもの3つまでに○, n=1916)



問. 現在の身近なみどりの量や質にどのような印象を持っているか (あてはまるもの1つまでに○, n=1916)。(平成24年(2012年)度調査からの経年変化付き)



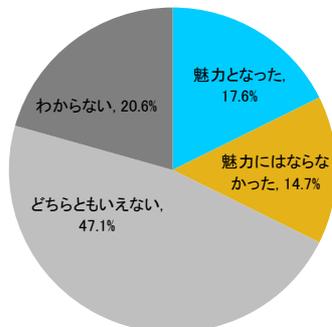
出典: 令和元年度 みどりに関する市民意識調査 報告書からの抜粋

ウ. 企業アンケート (令和2年(2020)度実施)

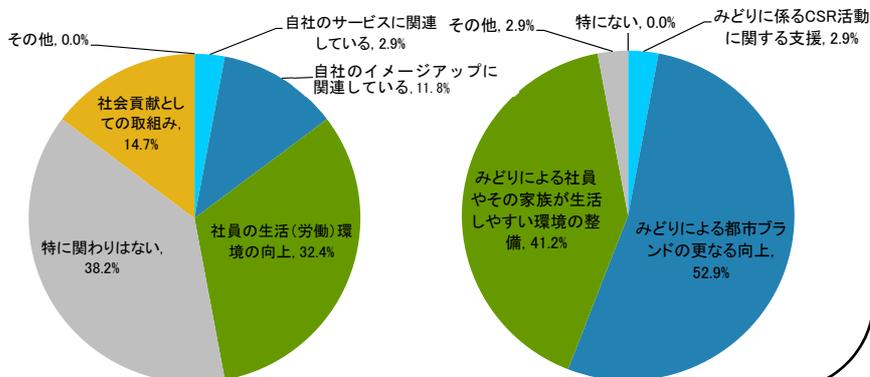
本市の助成・優遇制度を活用し,本市に進出,あるいは市内での移転や事務所の増設を行ったことがある企業208社に,本市のみどりに関するアンケートを行いました(有効回収数34票,有効回収率16.3%)。本市のみどりが,本市で起業又は本市への進出する際の魅力になったかを伺ったところ,17.6%の企業から「魅力となった」という回答が得られました。

また,本市のみどりが自社にとってどのような位置づけであるかについて伺ったところ,「社員の生活(労働)環境の向上(32.4%)」が最も多く,次いで「社会貢献としての取り組み(14.7%)」,「自社のイメージアップに関連している(11.8%)」となり,さらに,本市のみどりが企業活動に寄与していく,または今後も寄与するために必要なことを伺ったところ,「みどりによる都市ブランドの更なる向上(52.9%)」と最も多く,次いで「みどりによる社員やその家族が生活しやすい環境の整備(41.2%)」,「みどりに係るCSR活動に関する支援(2.9%)」となりました。

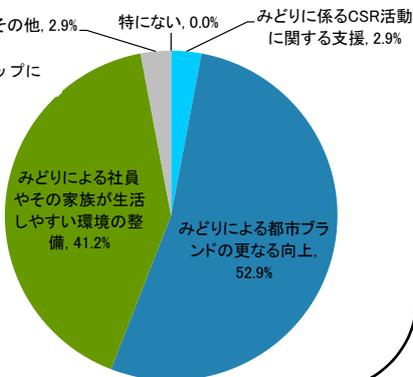
問. 本市のみどりが、本市での起業又は本市への進出を決める際の魅力となったか（あてはまるもの1つに○, n=34）。



問. 貴社にとって本市のみどりはどのような位置づけか（あてはまるもの1つに○, n=34）。



問. 仙台のみどりが企業活動に寄与していくために必要なことは何か（あてはまるもの1つに○, n=34）。



エ. 仙台市居住経験者アンケート（令和2年(2020年)度実施）

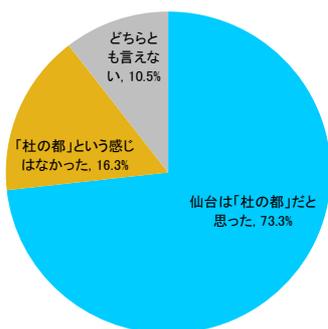
直近10年以内に本市に居住歴のある方400名に、現在の居住地と本市のみどりを比較した印象等について調査を行いました（有効回収数400票、有効回収率100%）。本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたかを伺ったところ、73.3%の方が「仙台は『杜の都』だと思った」という回答が得られました。「杜の都」を代表するみどりについて伺ったところ、青葉山（47.5%）が最も多く、次いで青葉山公園（^{せんだいじょうあと}仙台城跡）（29.8%）、青葉通（23.5%）となりました。

また、「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか伺ったところ、「大いになる（43.3%）」、「どちらかと言うとなる（44.5%）」と、合わせて9割近い方が住みたいまちの条件に身近なみどりの充実が必要な条件になると回答しており、さらに、本市のみどりが魅力的だと思うかということについて伺ったところ、「とても魅力的だと思う（46.0%）」、「魅力的だと思う（42.3%）」と、合わせて9割近い方から本市のみどりが魅力的に思われているということが分かりました。

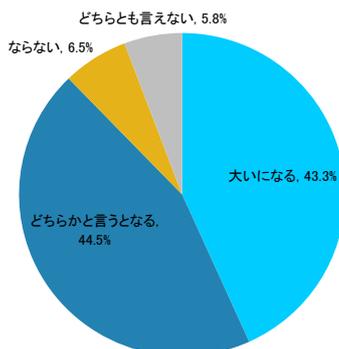
問. あなたが思う「杜の都」を代表するみどりは何か（あてはまるもの3つまでに○, n=400）。

1位	青葉山	47.5%	2位	青葉山公園（仙台城跡）	29.8%	3位	青葉通	23.5%
4位	定禅寺通	22.5%	5位	広瀬川	20.0%	※上位5項目のみ掲載		

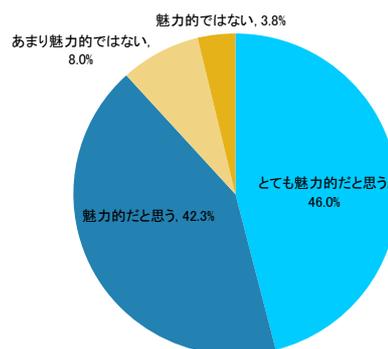
問. 本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 本市のみどりは魅力的だと思うか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



② 仙台市みどりの基本計画（2012-2020）の振り返り

計画期間の目標として設定されたみどりの質・量に関わる成果を整理し、評価を行いました。

1) みどりの質に関する目標

質については定性的な目標としていますが、それらを測る定量指標として、百年の杜づくりプロジェクト（7つの重点プロジェクト）ごとにそれぞれ2つずつの指標を設定し、達成状況（令和元年度末現在）について評価しました。

目標1：**安全安心** 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます

⇒①みどりによる津波防災プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
海岸防災林の植林面積 (国による民有林直轄治山事業等)	－	対象面積全て※	162.31ha/8年
海岸公園の開園面積	－	一部開園	開園面積 37.5ha (事業完了)

※計画策定時に事業範囲を確定せず、実績に応じるものとした

〈評 価〉

海岸防災林の植林面積について、ふるさとの杜再生プロジェクトによる植樹の実施などにより着実に拡大しました。

また、海岸公園の開園についても、平成29年(2017年)度に災害復旧工事が完了するとともに避難の丘を整備し、平成30年(2018年)7月には全施設の利用を再開できました。

目標2：**自然環境** 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます

⇒②みどりの骨格充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
二酸化炭素固定量	平成 22 年度 30,289t/年	42,500t/年	令和元年度 37,282 t/年
身近な生き物の認識度	平成 22 年度 9 種合計 440.7%	現在より向上	令和元年度 9 種合計 505.3%

〈評 価〉

二酸化炭素固定量については、算出対象となる高木植栽本数、新規都市公園開設面積、市有林の施業面積で、目標達成に必要な事業量を確保できなかったことから、目標値を下回りました。

身近な生き物認識度については、自然環境を生かした公園緑地整備、河川改修の実施により、生き物の生息環境の改善を図ったことや仙台市生物多様性地域戦略(H28作成)に基づく市民イベントを開催したこと等、生物多様性に関する普及啓発に努めたこと等により、基準値を上回り目標に達しました。

目標3：**生活環境** 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます
⇒③街のみどり充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
市街化区域内の民有地の緑化面積	平成 22 年度 21.86ha	50ha 増/9 年	54.64ha 増/8 年
市街化区域内の樹林地面積	平成 21 年度 3,836ha	現状維持	令和元年度 3,604ha

〈評 価〉

民有地の緑化面積については、条例に基づく緑化計画制度の適正な運用により、緑化面積が着実に増加し、目標を達成しました。市街化区域内の樹林地面積は、開発行為（国見、錦ヶ丘地区、根白石地区）と東日本大震災の津波による消失（蒲生、港地区）により、減少したと考えられ、目標達成は困難でした。

⇒④魅力ある公園づくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
街区公園整備・再整備箇所数	平成 22 年度 45 箇所	450 箇所/9 年	283 箇所/8 年
市民の公園利用頻度	平成 24 年度 21.4%	現在より向上	令和元年度 21.0%

〈評 価〉

街区公園の再整備・整備箇所数は、事業費の確保に難航したことなどにより、目標の達成が困難な見込みです。公園利用頻度については、基準値を上回ることができず、目標を達することができませんでした。

目標4：**仙台らしさ** 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます
⇒⑤みどりの地域資源活用プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
保全制度による屋敷林・鎮守の杜の新規保全箇所数	平成 22 年度時点 2 箇所	10 箇所増/9 年	8 箇所増/8 年
百年の杜ホームページのアクセス数	平成 22 年度 62,324 件/年	120,000 件/年	令和元年度 99,377 件/年

〈評 価〉

杜の都の環境をつくる条例に基づく保存樹林制度の活用により屋敷林等の貴重な樹林の新規指定が行われ、目標を達成できる見込みです。

百年の杜ホームページアクセス数は、「わがまち緑の名所100選」など、みどりに関心のある市民から注目度が高いページはアクセス数が多く、また、イベントの告知等ではFacebookの専用アカウントを開設するなど、情報発信の充実に努めましたが、目標値の達成は難しい状況です。

⇒⑥「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
仙台都心部緑化重点地区内緑被率	平成 21 年度 11.7%	13%	令和元年度 14.2%
仙台都心部 10 路線平均緑視率	平成 20 年度 26.8%	30%	平成 26 年度 31.7%

〈評 価〉

仙台都心部緑化重点地区内の緑被率については、民有地緑化の増加や街路樹、公園樹の成長などにより、目標値を上回りました。仙台都心部10路線平均緑視率についても、緑被率と同様に既存の街路樹などの成長により、目標値を上回りました。

目標5：**市民協働** 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます

⇒⑦市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数	平成 22 年度 193 件/年	1,500 件/9 年	929 件/8 年
みどりの活動を行う事業者数	平成 21 年度 248 事業者/年	2,300 事業者/9 年	2,800 事業者/8 年

〈評 価〉

みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数について、現況値は目標値の7割程度に留まっており、目標達成は困難な状況です。東日本大震災以降イベント数が減ってしまったことや、団体会員の高齢化により活動が縮小していることが要因と考えられます。

みどりの活動を行う事業者数は、目標を達成しており、広瀬川の清掃活動イベントなど、参加するイベントへの携わり方が協賛や寄付など多様になっているためと考えられます。

2) みどりの量に関する目標（令和元年度末時点）

評価対象	指 標	基準値 (平成 22 年度)	目標値	現況値
市域 全域	みどりの総量 (緑被率)	78.8%※ ¹	維持・向上	78.4%※ ²
都市計画区 域	都市公園等の 一人当たり面積	15.8 m ²	20 m ²	18.6 m ²
	都市公園の 一人当たり面積	12.8 m ²	17 m ²	15.5 m ²
市街化 区域	市街地のみどりの 総量 (緑被率)	29.8%※ ¹	維持・向上	30.2%※ ²
	担保性のある 緑地の面積	約2,200ha	250ha 増	約 2,450ha 248.64ha 増

※1：平成 21 年度調査，※2：令和元年度調査

- ・ 都 市 公 園 等：都市公園及び公開されている公共施設で都市公園と類似する施設
例) 屋外運動施設，児童遊園，港湾緑地，文化財関係施設，生涯学習施設など
- ・ 担保性のある緑地：都市公園などの施設緑地
地域制緑地
例) 風致地区，特別緑地保全地区，保存緑地など

〈評 価〉

市域全域のみどりの総量は基準値から若干の減少となりました。市街化調整区域や都市計画区域外における開発等が主な要因として考えられます。

都市計画区域は、都市公園（等）の一人当たり面積がともに目標が未達成でした。現行計画策定時の想定以上に計画期間中の人口増加が続いたことや、公告が見込まれていた緑地で境界確定手続きが整わず、面積加算ができなかったことが要因と考えられます。

市街化区域は、みどりの総量は基準値を上回っており、目標を達成しました。また、担保性のある緑地面積についても、順調に増加しており、目標を達成する見込みです。

3) 総評

質に関する目標のうち、目標値を満たすことができなかった成果指標があるものは、地球温暖化の緩和、市民ニーズへの対応、身近なみどりの充足、地域資源の活用と発信、市民協働など、重要な課題を含んでおり、引き続き百年の杜将来像を実現するための施策・事業に取り組んでいく必要があります。

また、量についても、機能を十分に発揮した質の高いみどりを充足させるため、引き続き施策・事業に取り組んでいく必要があります。

③ 本市のみどりの課題

本市のみどりを取り巻く社会状況の変化やまちづくりに関する動向、みどりの現状、仙台のみどりの基本計画2012-2020の振り返りなどを踏まえ、課題を次のように整理しました。

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害、国内外の交流人口の拡大等により顕在化する都市間競争など、大きく変化する社会状況への対応が求められる中で、みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に利活用できるように、法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上、公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保への対応など、みどりの適正な維持管理や配置を行い、質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために、市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

2 基本理念・みどりの将来像

(1) 基本理念

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都

～みどりを育むひと、みどりが育むまち～

本市の都市個性の1つに、市街地における公園や街路樹といったまちのみどりが、奥山から沿岸部までの豊かな自然と連続し、都市機能と調和した「環境」があります。これは市民共有の財産として、良好なみどりの保全・創出を行う「百年の杜づくり」が支えてきたものです。

上位計画になる仙台市基本計画では、世界からも選ばれるまちを目指し、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念とし、これまで培ってきた都市個性を深化、掛け合わせることで、杜の都を新たなステージに押し上げる挑戦をはじめることとしています。

このことを踏まえ、これまでみんなで取組んできた「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用していくことで、新たな杜の都を実現します。

ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで杜の都の更なる高みを目指します。

「百年の杜づくり」とは

本市は「杜の都」と呼ばれており、この緑豊かなまちの姿の原点は、今から約400年前までさかのぼります。仙台藩祖伊達政宗公が屋敷内に果樹や建築用材となる木を植えるように勧めてできた屋敷林、寺や神社の林、広瀬川や青葉山の緑が一体となって、まち全体が緑に包まれていたと言われています。第二次世界大戦時の仙台空襲で、まちの緑は消失してしまいましたが、その後の復興により「杜の都」を支える緑は、青葉通や定禅寺通などの街路樹、青葉山公園や西公園などに代わっていきました。

「百年の杜づくり」とは、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、百年という時を味方に「みどりと共生する都市」を創造し、未来へ継承していく取組みです。

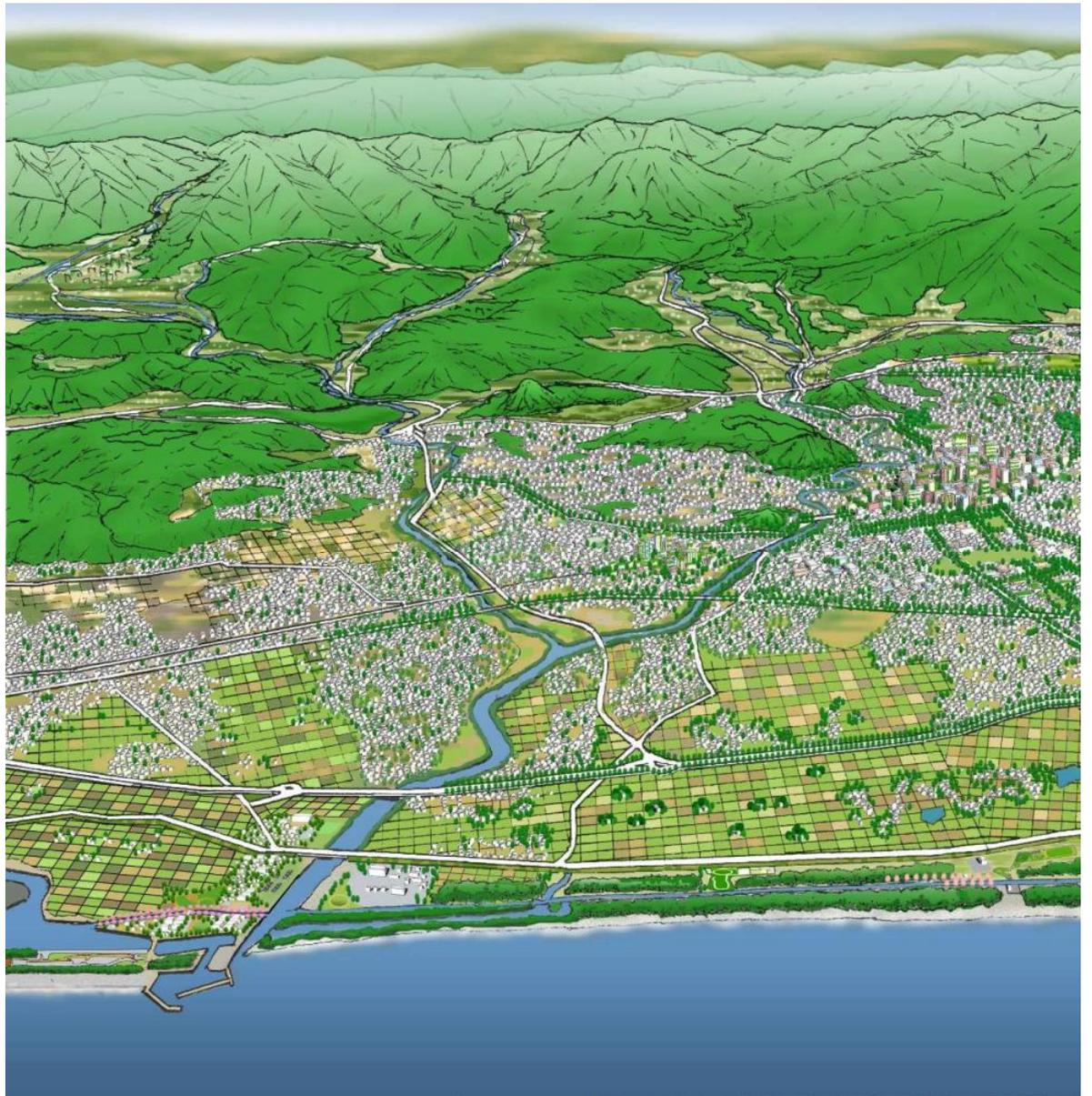
(2) みどりの将来イメージ

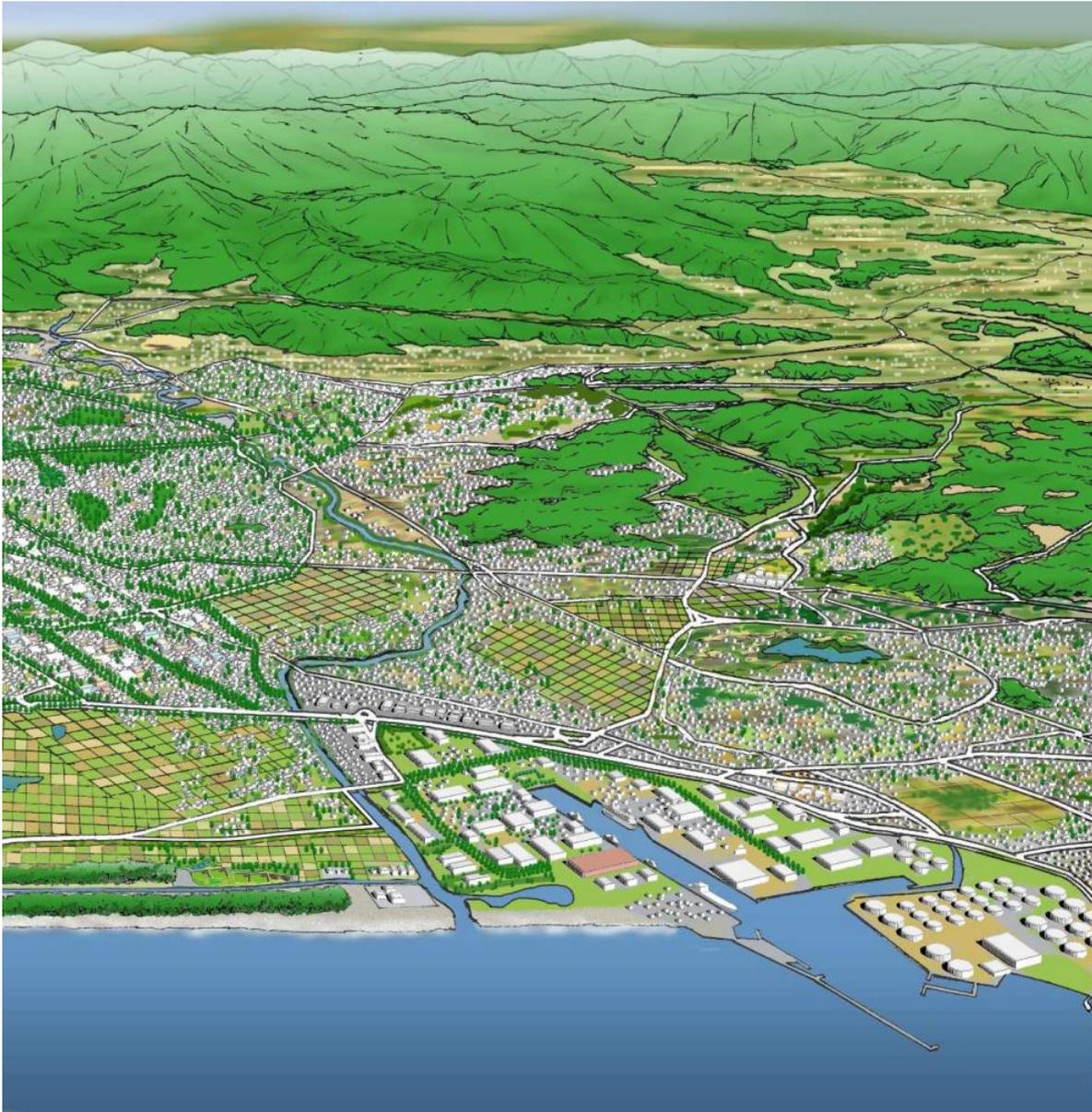
奥山のみどりは澄んだ空気と水を生み出し、生き物を育みます

里山のみどりは人々を招き入れ、自然とまちをつなぎます

市街地のみどりは人々を包み、居心地の良い空間で人のつながりが生まれます

都心のみどりが人を守り、人に活力を与え、まちのにぎわいを創ります





河川のみどりはもり，まち，うみをつなぎ，そこに人々が集います

田園のみどりは歴史的景観を留め，海からの風を招き入れます

海岸のみどりが再生し再び市民の生活を支え，新たなにぎわいが生まれます

奥山・里山



樹林地等の適切な管理により良好な自然環境を維持することで、生物多様性の保全や健全な水循環を実現しながら、キャンプや環境教育など市民が様々な場となることを目指します。

市街地（都心以外）



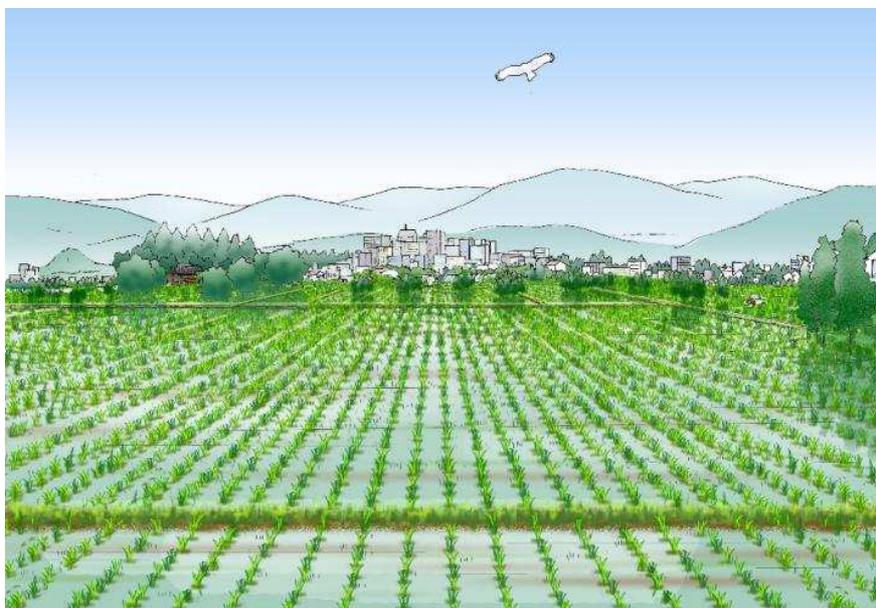
多様な主体と連携した公園整備，管理運営に取り組み，テレワークや地域の花壇づくりなど，生活スタイルに合わせ公園が利用されるまちを目指します。

都心



建築物緑化や街路樹、公園などのみどりの充実と利活用に取り組み、美しく活気ある都市空間を目指します。

田園



農地の適正な保全に取り組み、生物多様性の保全、地域固有の景観の維持、健全な水循環、ヒートアイランド現象の緩和などを実現します。

海岸



農業体験等の集団移転跡地の利活用や、市民協働による海岸防災林の再生を進めることで、防災・減災機能を高めながら、東部エリアのにぎわい、活性化を目指します。

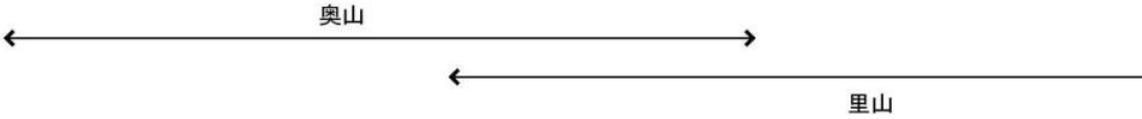
河川



河岸段丘の景観と生物多様性を保全しながら親水空間の利活用に取り組むことで、仙台の都市個性としての価値を高めながら、市民に近い河川空間を目指します。

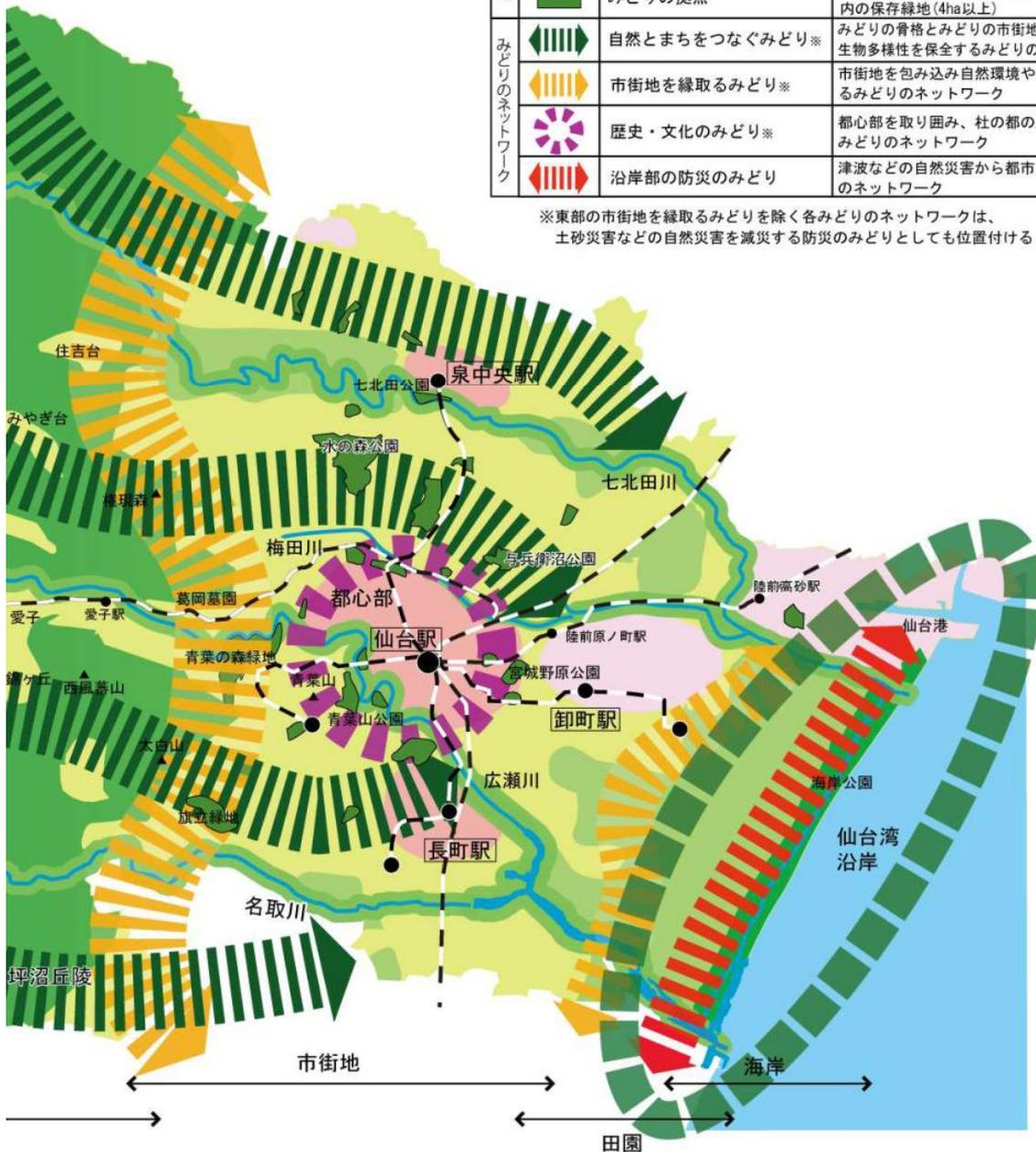
(3) みどりの配置構想 (「百年の杜」将来像)

みどりの配置構想図
(「百年の杜」将来像)



凡 例		概 要	
みどりの骨格		みどりの核	豊かな自然環境を有する奥羽山脈のみどりと仙台湾のみどり
		水が育むみどり軸	奥羽山脈から仙台湾をつなぐ水の軸
		山地・丘陵地のみどり	天然林や植林地、雑木林等の多様な自然環境を有する山地・丘陵地のみどり
		田園のみどり	農地や屋敷林(居久根)などの田園のみどり
		海岸のみどり	海岸林や海岸公園などのみどり
みどりの市街地		みどりと共生する暮らし空間	豊かなみどりに包まれた潤いある生活空間
		みどり美しいまちなか空間	杜の都にふさわしいみどりによる魅力あふれるまちなか空間
		みどり豊かな産業活動空間	適切なみどりの配置による安らぎと賑わいの都市空間
		みどりの拠点	主な都市公園等(8ha以上)及び市街化区域内の保存緑地(4ha以上)
みどりのネットワーク		自然とまちをつなぐみどり※	みどりの骨格とみどりの市街地をつなぎ、生物多様性を保全するみどりのネットワーク
		市街地を縁取るみどり※	市街地を包み込み自然環境や自然景観を守るみどりのネットワーク
		歴史・文化のみどり※	都心部を取り囲み、杜の都の風格を与えるみどりのネットワーク
		沿岸部の防災のみどり	津波などの自然災害から都市を守るみどりのネットワーク

※東部の市街地を縁取るみどりを除く各みどりのネットワークは、土砂災害などの自然災害を減災する防災のみどりとしても位置付ける



(4) みどりの将来イメージ・みどりの配置構想の重ね図





みどりの核



自然とまちをつなぐみどり



歴史・文化のみどり



市街地を縁取るみどり



沿岸部の防災のみどり

3 取組みの姿勢

(1) グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方として、1990年代後半から欧米を中心に展開されてきました。我が国では、平成27年(2015年)に「国土形成計画」に位置付けられ、令和元年(2019年)には国土交通省からグリーンインフラ推進戦略が示されました(1(2)④グリーンインフラ推進戦略(P.14)参照)。様々な分野で取組みが進むグリーンインフラですが、その手法、取組みの対象は多様であり、捉え方にも幅があります。仙台市基本計画ではグリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤(グレーインフラ)に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方(取組み)」と捉えています。これからはグレーインフラとグリーンインフラが相互に補完しあいながら、防災・減災、環境整備などの機能をより高いレベルで発揮するような施策の展開が求められます。

本市は、仙台藩初代藩主伊達政宗公が、家臣の屋敷内に食料・燃料となる樹木の植栽を奨励したことで、城下に豊かな屋敷林が育ち、杜の都と呼ばれるようになりました。屋敷林の多くは第二次世界大戦の戦火により失われましたが、戦災復興で生み出された都市公園のみどりや定禅寺通、青葉通に植栽されたケヤキ並木が大きく成長し、現在の「杜の都・仙台」を象徴するみどりとなっています。東日本大震災では、壊滅的な被害を受けた海岸林を津波防災の多重防御システムとして再生するために、市民や企業などとの協働により、植樹や育樹に取り組んできました。今日に至るまで、本市ではみどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行いながら、その多様な機能を利活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」によるまちづくりに取り組んできたと言えます。

本計画では、これらの取組みに加え、令和2年(2020年)世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式の変化など将来起こり得る予見できない社会状況にも備えながら、就労環境や住環境の向上、子育てや教育、コミュニティ形成への寄与による人づくりなど、持続可能で魅力ある都市・地域づくりへの多岐にわたるグリーンインフラの効果に着目したまちづくりに取り組んでいきます。

本市は、一級河川名取川と二級河川七北田川のそれぞれの源流から河口までを一つの行政区域に含み、奥山から里山、市街地のみどり、東部の農地、海岸林、河川が連続して、防災、環境、レクリエーションなど様々な役割を果たしています。本計画の推進にあたっては、本市が持つこれら豊かなみどりの多様な機能を積極的に活用していきます。

奥山・里山では樹林地の保全により、水害の軽減、水源・地下水の涵養、生物多様性の保全を推進します。青葉区大倉の青下水源地では、事業者がボランティアで樹林地管理に参加することで、さらにコミュニティの形成や健康増進などの効果の発現が期待されます。

市街地においては、都市公園や街路樹など身近なみどりを都市経営の資源として捉え、長

期的な視点に立った計画的な整備や維持管理を行うみどりのマネジメントに取り組めます。

さらに都心部では建築物の更新時などの機会を捉え、景観や環境、憩いなど様々な機能を発揮する質の高い緑化の誘導を図り、美しく活気ある都市空間をつくりまします。

田園・海岸は、冷涼な海風を内陸に流入させて市街地のヒートアイランド現象を緩和するほか、海岸林は津波被害を軽減する多重防御として機能まします。

河川はこれらのみどりを水、風、景観で繋いでおり、都心部を流れる広瀬川においては、中流域特有の自然崖が残る環境を生かし、生物多様性の保全に努めるほか、青葉山周辺では仙台を代表するエリアとして親水空間の利活用に取り組まします。

また、事業の実施にあたっては、グリーンインフラとの親和性が高い参加型の取組みを進めることで、様々な分野での効果を高めるとともに、市民一人ひとりが、都市基盤を自分自身の生活と結び付け、そのあり方を考える社会への変化を促まします。

基本理念「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまちと暮らし～」を実現すべく、関連する行政分野が連携を強め、市民や事業者などの多様な主体との協働のもと、グリーンインフラを推進してまします。

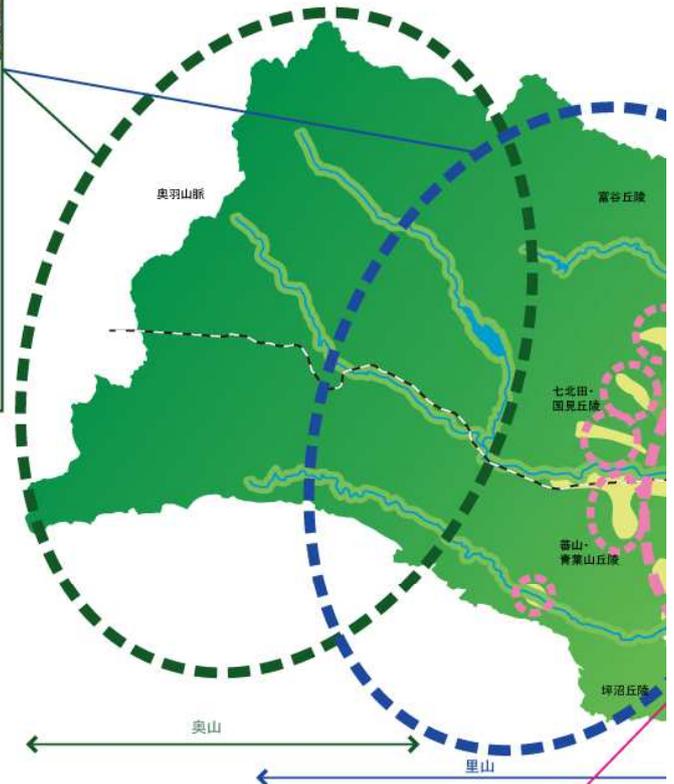
(2) 杜の都のグリーンインフラ

奥山・里山

樹林を保全し適正に管理することで、生物多様性の保全、CO₂吸収、水質浄化、水源の涵養等の機能を発揮します。

凡例

	山地・丘陵地のみどり
	田園のみどり
	水が貫くみどり軸
	みどりの市街地
	海岸のみどり
	みどりの拠点



河川

河川の基本的な機能である治水、利水に加え、生物多様性の確保、微気象緩和、景観の保全等の環境機能を発揮します。また、河川敷の利活用によりレクリエーションやコミュニティ形成に寄与します。

市街地（都心部）

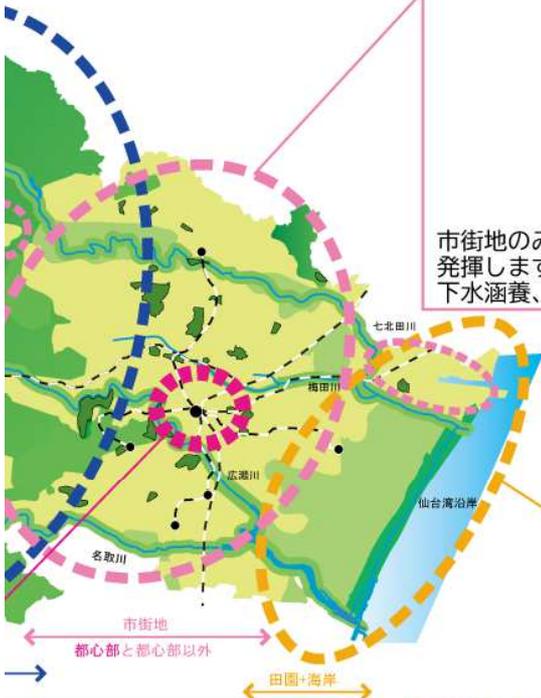
みどりの計画的配置やグリーンビルディングの整り、暑熱緩和、景観の向上、レクリエーション等水の浸透・貯留機能を高めることにより、水害のに寄与します。

仙台は、森林や里地里山、市街地のみどり、東部の農地、源流から河口に至る河川など、市域に多様な自然がつながりを持って分布している稀有な都市です。

これらの骨格となる多様なみどりは、水害の軽減、水源・地下水涵養、水質浄化、利水、微気象の緩和などの様々な役割を果たしています。

市街地（都心部以外）

市街地のみどりは景観の向上、レクリエーション、コミュニティ形成等の機能を発揮します。また、雨水の浸透・貯留機能を高めることにより、水害の軽減、地下水涵養、水質浄化等に寄与します。



田園・海岸

備促進に伴う緑化推進等による機能を発揮します。また、雨軽減、地下水涵養、水質浄化等

田園・海岸

夏季の冷たい海風は東部の平坦な地形を通して内陸まで届き、市街地の温度の上昇を緩和しています。沿岸部の防災林は防潮・防風機能を確保し、防潮堤やかさ上げ道路等による津波被害を軽減する多重防御の機能を高めます。農地、湿地、屋敷林や樹林地の保全により生物多様性確保、地域固有の景観保全に寄与します。

第2章 基本方針・具体的な施策

○基本方針について

基本理念を実現するため、次の5つの基本方針を定め、関連施策を推進します。



○重点的な取組みについて

重点的な取組みは、百年の杜づくりプロジェクトとして推進します。同プロジェクトでは、基本理念の実現に向けて、計画期間内に重点化する事業・取組みとして、5つある基本方針ごとに、2つのテーマを設け、視点に基づいた重要かつ緊急性の高い事業・取組みを選定します。

また、プロジェクトでは成果指標を設定の上、推進計画を作成して定期的な進行管理を行います。推進計画は計画期間を上半期（令和3年度から令和7年度の5年間）と下半期（令和8年度から令和12年度の5年間）に分けるとともに、上半期の満期である令和7年度には中間評価を実施することで、下半期に向けて見直しを行います。

○持続可能な開発目標（SDGs）について

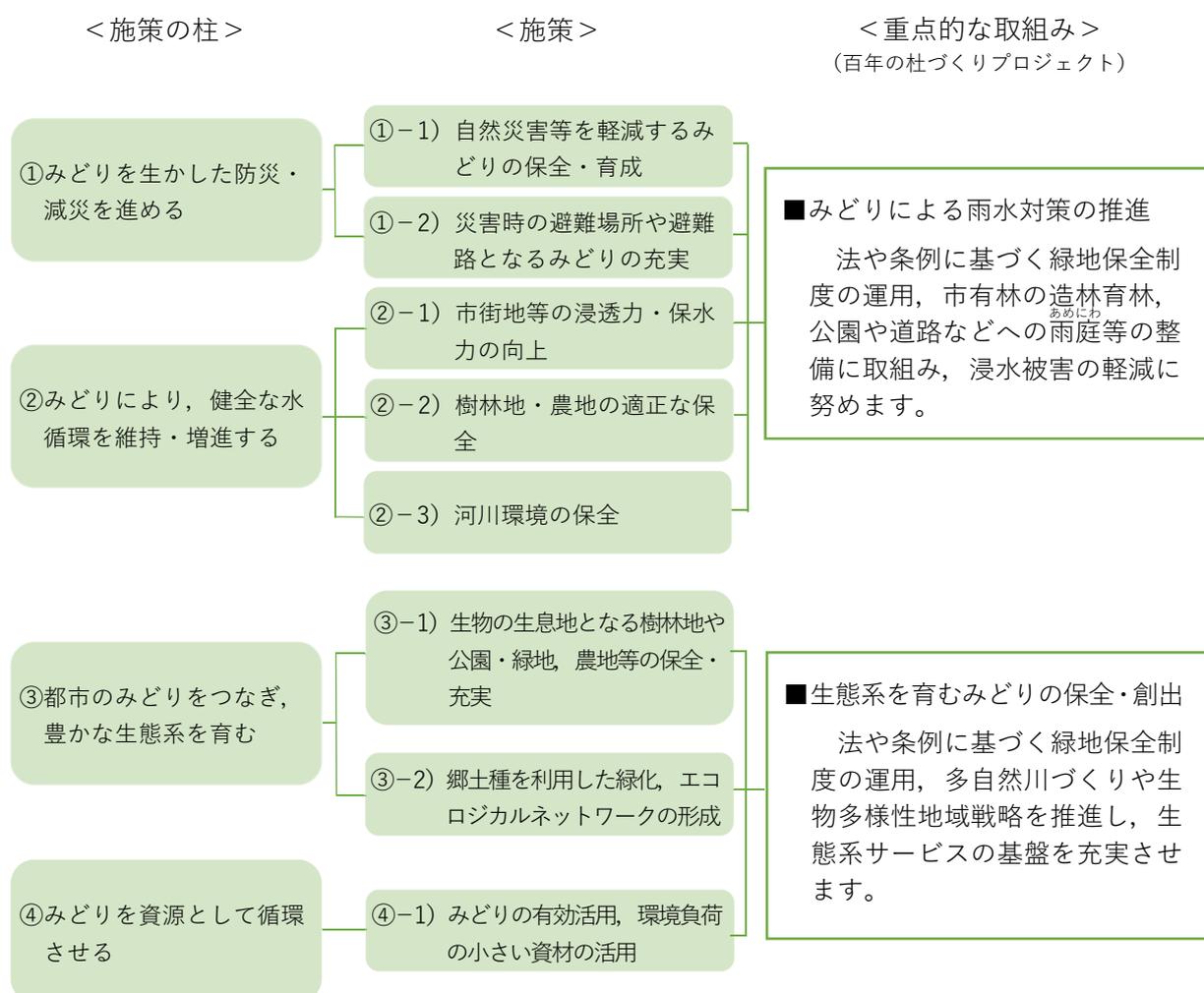
施策ごとに達成に寄与するSDGsのゴール（目標）を示すアイコンを掲載しています。

1 基本方針

基本方針1 みどりと共生するまち

奥羽山脈から海岸まで広がる市域には、生物多様性が保たれている豊かなみどりがあり、防災・減災や気候の安定、治水・利水、食糧供給など、私たちの暮らしに欠かせない様々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれます。

この恵みを将来にわたって享受し、持続可能な都市として成長できるよう、市域に存在する多様な自然環境を守り育み、みどりと共生するまちを目指します。



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」112～114 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱①みどりを生かした防災・減災を進める

みどりは、雨水の貯留・浸透，土砂災害の防止，津波の減衰・被害軽減，風雨・風雪の抑制，延焼防止による災害の防止・軽減やヒートアイランド現象の緩和による健康被害を抑制する機能を有しています。このように，わたしたち市民の命や財産を守るみどりを，杜の都の誇る資産として保全・育成します。

さらに，地震や火災等の災害時に，公園等のオープンスペースは一時的な避難場所や野営場，災害ボランティアの活動拠点などの役割を果たし，街路樹や住宅の生垣は，火災の延焼や建築物の倒壊防止，安全な避難路の確保に繋がります。

災害時の防災機能を向上させるみどりの空間の創出に努めます。



沿岸部の海岸林の再生活動

施策①-1)

自然災害等を軽減するみどりの保全・育成



土砂災害を防止する森林や津波被害を軽減する海岸林等の保全・育成，市街地内の雨水浸透・保水力の強化等により，自然災害等から私たちの生活やまちを守ります。

施策①-2)

災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実



避難場所となる公園の整備や防災機能の強化を図るとともに，避難路の安全性を高め，減災力の強化を目指します。

柱②みどりにより，健全な水循環を維持・増進する

市西部の丘陵の樹林地や東部の農地を中心に本市のみどりは，水源・地下水涵養，水質浄化の機能を有しています。樹林地や農地の保全やみどりの適正な配置により，本市の健全な水循環を保ちます。



奥山から太平洋まで巡る広瀬川の清流

施策②-1)

市街地等の浸透力・保水力の向上



雨水浸透施設の整備等により市街地の浸透力・保水力を高め，水循環を支える地下水等の涵養を図ります。

施策②-2)

樹林地・農地の適正な保全



法や条例に基づく制度により樹林地や農地の保全に取り組むとともに，民有林の保全を促進することで，水源の涵養や水質の保全を図ります。

施策②-3)

河川環境の保全



多自然型の河川及び沿川の保全・改修等に取り組むことで，みどり豊かな河川環境と水質の保全を図ります。

柱③都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

多種多様な生物の生息地の保全・充実を図り、自然の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を構築するため、公園、緑地、樹林地の保全・創出、みどりのネットワークの形成に努めます。



生物の重要な生息地である
斉勝沼緑地

施策③-1)

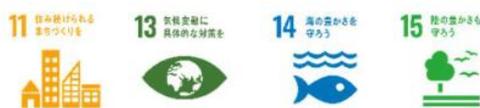
生物の生息地となる樹林地や公園・緑地、農地等の保全・充実



法や条例に基づく制度等によりまとまった樹林地や公園・緑地、農地等の保全を図ることで、多種多様な生物の生息地を確保します。

施策③-2)

郷土種を利用した緑化，エコロジカルネットワークの形成



郷土種を利用した緑化や河川及び沿川の保全・改修等に取り組むことで、多種多様な生物が生息しやすいエコロジカルネットワークの形成を図ります。

柱④みどりを資源として循環させる

CO₂の吸収、資源供給といったみどりの機能を発揮し、環境負荷の低い持続可能な都市を形成するため、みどり由来の資源循環を推進します。



街路樹等の剪定枝のリサイクルの取組みの様子
(左：剪定枝のチップ化、右：チップのマルチング材としての利用)

出典：宮城県造園芸協同組合 提供



地域産材を活用した木造建築の事例（泉岳自然ふれあい館）

出典：教育局資料

施策④-1)

みどりの有効活用、環境負荷の小さい資材の活用



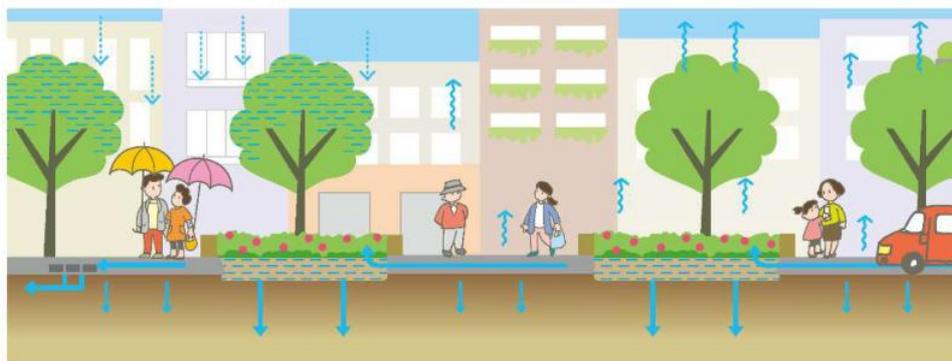
林業振興や地域産材の活用を図るとともに、みどり由来の資源のリサイクルやリユースに取り組むことで、環境負荷の低減を目指します。

(2) 重点的な取組み

■みどりによる雨水対策の推進

地球温暖化を一因とする近年の気候変動は、下水道等の施設能力を超過する豪雨をもたらしており、国土交通省が示した「流域治水」(1(1)②地球温暖化等に起因する自然災害の頻発化・激甚化(P.9,10)参照)の考え方にもあるように、社会全体として総合的かつ多層的に水災害対策に取り組むことが求められています。

本市は、雨に強いまちを目指し、排水能力の向上、流出の抑制、降雨時の対応という3つの方策により、総合的な雨水対策に取り組んでいますが、今後は、樹林地、農地の適正な保全に加え、市街地においては公園や道路等で透水性舗装や雨庭^{あめにわ}(建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地のこと。)を積極的に整備する等、みどりが有する雨水の貯留・浸透機能をこれまで以上に活用することで、河川流域における洪水や都市部における浸水被害の軽減に努めます。



【事業・取組み】

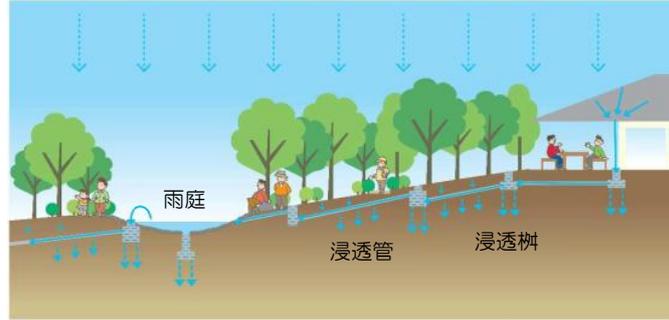
- 風致地区制度（都市計画法）、特別緑地保全地区（都市緑地法）、保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）等の法令や条例に基づく緑地保全制度の運用
- 市有林造林育林事業
- 民有林（私有林）振興事業
- 法令に基づく各種制度等による農地の適正な保全
- 【新規】公園や道路における透水性舗装や雨庭^{あめにわ}等の整備
- 【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業
- 【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用

👉 緑地保全制度に関する配慮事項は第3章 1. (1)「緑地保全制度の運用」(123~129 ページ) 参照



間伐による市有林の
適正管理の推進

出典：経済局資料



青葉山公園（仮称）公園センターにおける
雨水浸透施設の整備イメージ

【成果指標】

みどりでの浸水被害の軽減を図るものとして次の指標を設定します。

公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積
令和12年度までに87,000 m²増

■生態系を育むみどりの保全・創出

本市は市域の約8割がみどりに覆われ、それらのみどりは山から海まで広がり、森林や里地里山、農地、市街地、河川や砂浜など様々な自然環境が繋がりを持っており、豊かな生物多様性を支えています。

これらのみどりについて、次世代へ継承していくために、法や条例に基づく制度を活用しながら引き続き保全を図るとともに、市街地における公園や街路樹の整備及び適正な維持管理を推進し、生態系サービスの基盤を充実させます。

富谷丘陵からのネットワークとして、(仮称)岩切緑地・高森山公園、七北田・国見丘陵からのネットワークとして、水の森公園、台原森林公園、与兵衛沼公園、蕃山・青葉山丘陵からのネットワークとして齊勝沼緑地、蕃山特別緑地保全地区、旗立緑地、青葉山公園、大年寺山公園などでのみどりの保全に取り組めます(図-24:「生態系を育むみどりの保全の取り組み図」参照)。

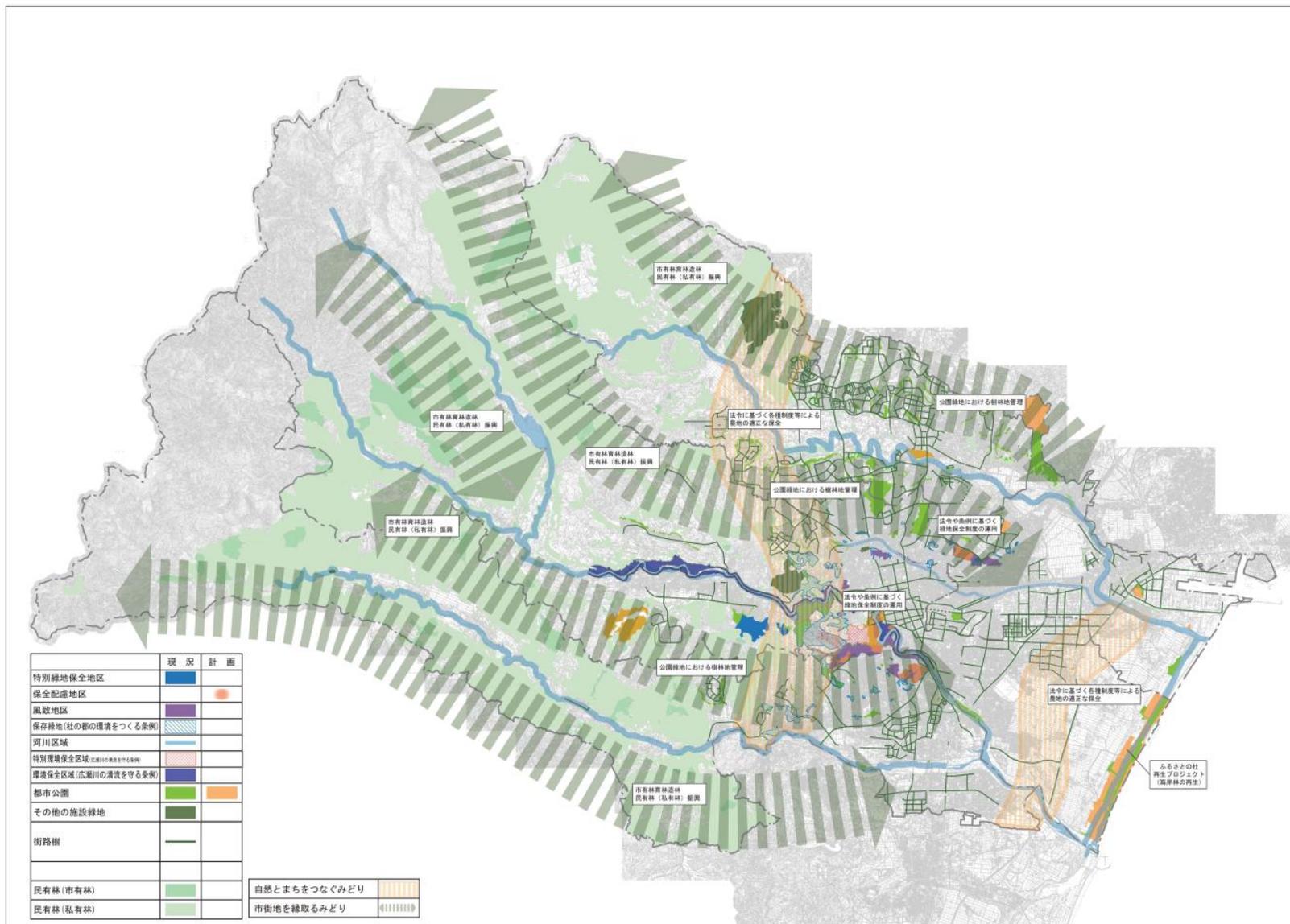
また、ふるさとの杜再生プロジェクトにより、東日本大震災時の津波による流出から再生を進めてきた海岸林については、植樹を中心とした第一期10年が完了することから、今後は除草や補植等の育樹に継続的に取り組むことで再生を進めます。



【事業・取り組み】

- 風致地区制度(都市計画法)、特別緑地保全地区(都市緑地法)、保存緑地制度(杜の都の環境をつくる条例)等の法令や条例に基づく緑地保全制度の運用(再掲)
- 市有林造林育林事業(再掲)
- 民有林(私有林)振興事業(再掲)
- 法令に基づく各種制度等による農地の適正な保全(再掲)
- 公園緑地における樹林地管理
- ふるさとの杜再生プロジェクト
- 郷土種による緑化の推進
- 河川改修事業(多自然川づくり)
- 【見直継続】生物多様性地域戦略の推進

👉 緑地保全制度に関する配慮事項は第3章1.(1)「緑地保全制度の運用」(123~129ページ)参照



図—24：生態系を育むみどりの保全の取組み図

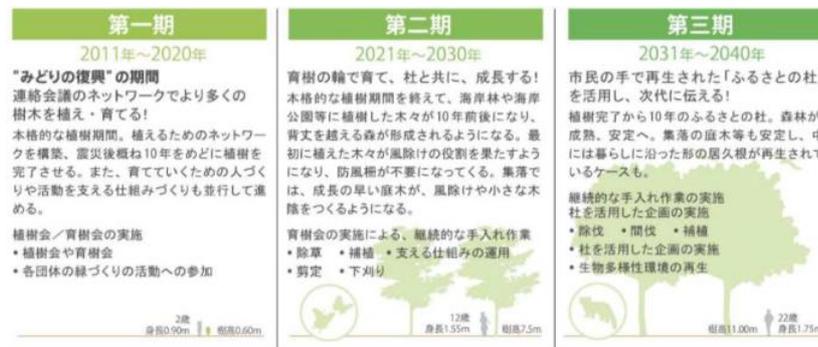


空積み護岸の整備による
周辺環境への配慮
(多自然川づくり)



ヨシの刈り取り体験
(生物多様性地域戦略の推進)

出典：環境局資料



図—25：海岸林再生の計画期間

出典：「ふるさとの社再生プロジェクト」リーフレット（平成31年2月）から抜粋

【成果指標】

生物の生息地になる公園緑地や河川、農地等の適正な保全や整備の推進により、生物多様性が確保されていることを図るものとして、次の指標を設定します。

身近な生きもの（9種）の認識度*

全ての種で現在より向上

(基準値:令和元年度調査①ツバメ 75.2%, ②カッコウ 28.0%, ③モンシロチョウの仲間 77.5%,

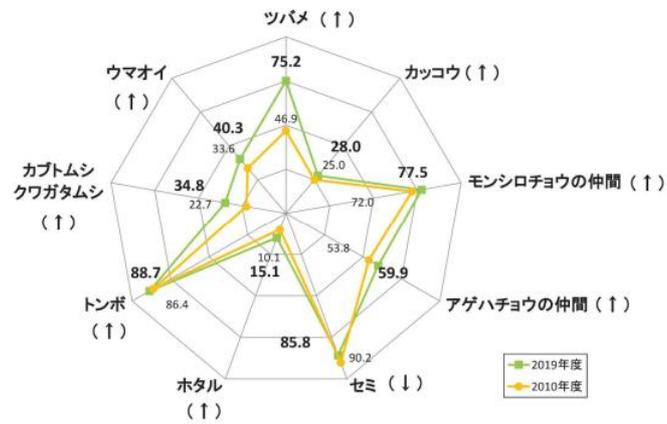
④アゲハチョウの仲間 59.9%, ⑤セミ 85.8%, ⑥ホタル 15.1%, ⑦トンボ 88.7%,

⑧カブトムシ・クワガタムシ 34.8%, ⑨ハヤシノウマオイ 40.3%

【参考】9種合計 900%中 505.3%)

※環境局が実施しているアンケート調査であり、市内の中学1年生とその家族（計3,500人程度）を対象にツバメやセミなど9種の身近な生きものについて、過去1年間に見た・鳴き声を聞いたことがある回答者の割合を把握するもの。これまで、6回（昭和49年度,平成6年度,平成13年度,平成22年度,平成27年度,令和元年度）の調査を実施している。今回（令和元年(2019年)度）と前計画策定期間に最も近い平成22年(2010年)度を比較すると、セミ以外のすべての種で認識度が向上した（図—26：「身近な生きもの認識度令和元年(2019年)度平

成 22 年(2010 年)度の比較」参照)。



図—26：身近な生きもの認識度
令和元年(2019年)度と平成22年(2010年)度の比較

出典：令和元年度 生きもの認識度調査報告書から抜粋
(環境局, 令和2年3月)

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① 「みどりを生かした防災・減災を進める」ために

- ・海岸林の育樹活動への参加
- ・安全な避難路形成のための沿道民有地における生垣等の積極的な整備
- ・災害時に備えた公園等の身近なオープンスペースの状況把握
- ・各地域における災害時の公園利用のルール設定
- ・災害時における都市公園を活用した災害復旧・復興支援への協力
- ・森林における樹林地等の適正な管理
- ・住宅や事業所における雨庭^{あめにわ}や雨水タンクなどの導入による雨水の敷地内での貯留浸透や利活用の促進

② 「みどりにより、健全な水循環を維持・増進する」ために

- ・樹林地や河川，農地，ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動への積極的な協力
- ・良好な樹林地等みどりの保全のための地域制緑地指定への協力
- ・森林における樹林地等の適正な管理
- ・開発時における既存樹林地の保全など自然環境の保全への配慮
- ・住宅や事業所における雨庭^{あめにわ}や雨水タンクなどの導入による雨水の敷地内での貯留浸透や利活用の促進
- ・過剰な地下水の汲み上げの抑制による地下水の保全

③ 「都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む」ために

- ・樹林地や河川，農地，ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動への積極的な協力
- ・良好な樹林地等みどりの保全に向けた地域制緑地指定への協力
- ・森林における樹林地等の適正な管理
- ・開発時における既存樹林地の保全など自然環境の保全への配慮
- ・住宅や事業所などの緑化における郷土種の活用，多層緑化^{たそうりよっか}やビオトープづくりなど多様な生物の生息・生育への配慮
- ・住宅地の庭における地区の景観や生物多様性に配慮した緑化

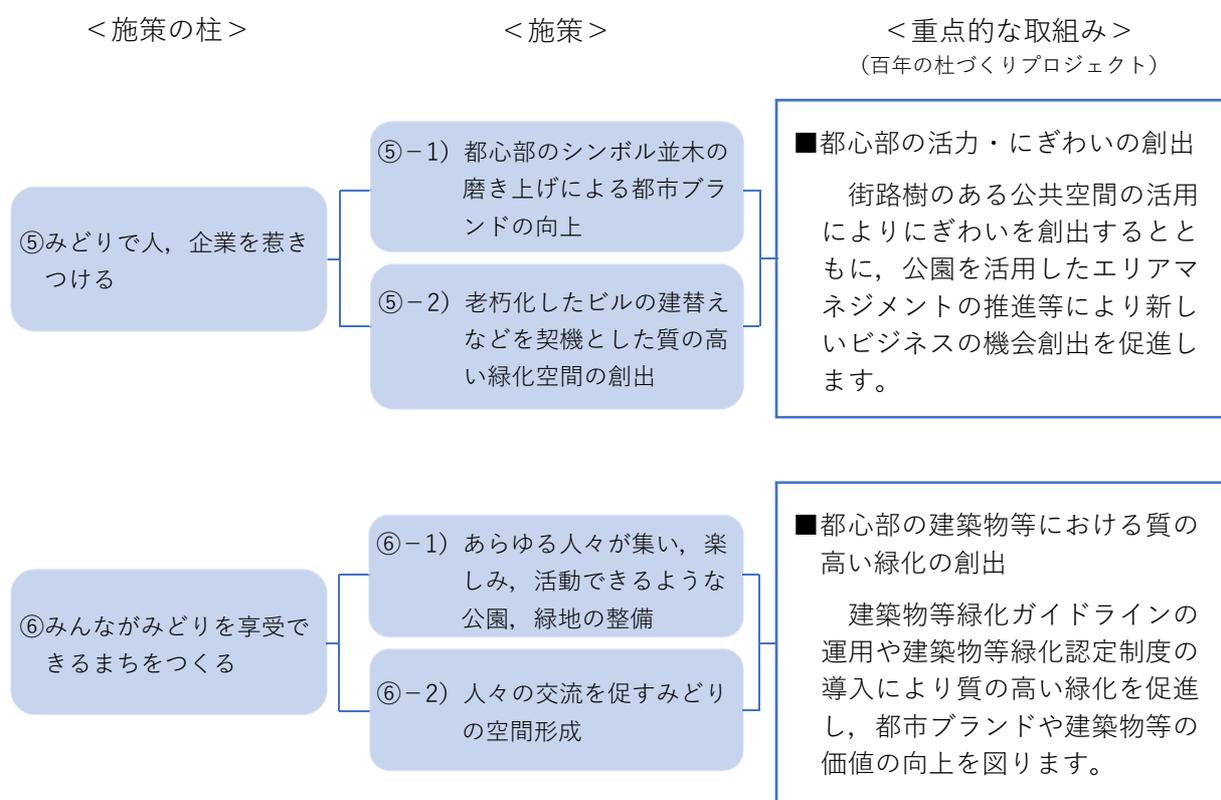
④ 「みどりを資源として循環させる」ために

- ・森林における樹林地等の適正な管理
- ・不要になった庭木等の市民同士でのゆずりあいや木質チップとしての再資源化などの有効活用
- ・建築等資材における地域材の積極的な活用の推進

基本方針2 みどりで選ばれるまち

定禅寺通や青葉通のケヤキ並木、勾当台公園などの都心の街路樹や都市公園のみどりは、四季折々に開催されるイベントなどでの活動場所となるほか、風格ある都市景観の形成や企業のイメージアップへの寄与など、多くの人にとって魅力となる、本市の都市個性の一つです。

これらのみどりの質の向上や量の更なる充足を図り、都市個性にさらに磨きをかけることで、本市が働く場所、暮らす場所、楽しむ場所等としての魅力を高め、みどりで多くの人から選ばれるまちを目指します。



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」115 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱⑤みどりで人，企業を惹きつける

みどりが有する景観向上や癒しなどの機能は、就労、休息など、私たちの日常生活の質の向上に大きく貢献するものです。こうしたみどりの機能を活用し、本市で働きたくなる、暮らしたくなるような就労環境や住環境の創出に努めます。



統一美が確保されている街路樹
(愛宕上杉通1号線のイチヨウ)

施策⑤-1)

都心部のシンボル並木の磨き上げによる都市ブランドの向上



施策⑤-2)

老朽化したビルの建替えなどを契機とした質の高い緑化空間の創出



これまで大切に育んできた資産である街路樹をこれからも健やかに美しく育て上げ、市民が誇れるみどりの景観をつくります。

質の高い建築物緑化やみどり豊かなオープンスペースの創出により、美しく活気ある都市空間をつくります。

柱⑥みんながみどりを享受できるまちをつくる

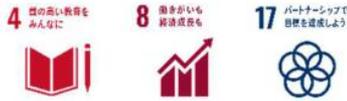
みどりが有するレクリエーションやコミュニティ形成などの機能を生かし、市民も来訪者も集い、楽しみ、活動できるような、よりどころとなるみどりの空間の形成を図るとともに、その積極的な活用を推進します。



肴町公園の活用事例

施策⑥-1)

あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できる
ような公園、緑地の整備



公園の再編を推進するとともに、既存公園の再整備を推進し、市民も来訪者も集い
くなるみどりの空間づくりを目指します。

施策⑥-2)

人々の交流を促すみどりの空間形成



公園・緑地や河川、街路樹空間において、民間事業者と連携しながら、人々が集い、
交流し、にぎわう空間整備及びサービス提供を図ります。

(2) 重点的な取組み

■都心部の活力・にぎわいの創出

拠点となる公園整備や公園を活用したエリアマネジメントの推進、街路樹等のみどりがあ
る空間の利活用を進め、都心部の活力やにぎわいを創出することで、新たなビジネスの機会
創出を促します。



【事業・取組み】

- 青葉山公園整備事業
- 西公園再整備事業
- 肴町公園再整備事業
- 【新規】勾当台公園再整備事業
- 【新規】都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進
- 定禅寺通緑地魅力アップ事業
- 【新規】街路樹のある公共空間の活用

(まち再生・まち育て活動支援事業，ストック活用型都市再生推進事業，まちなかウォークブル推進事業)

○【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催

👉 都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進に関する配慮事項は第3章3.

(1)『公園マネジメント』の推進(141~144ページ)参照

👉 街路樹のある公共空間の活用に関する配慮事項は第3章4.(1)『街路樹マネジメント』の推進(145~151ページ)参照



追廻地区の整備による
にぎわい創出のイメージ
(青葉山公園整備事業)



公共空間の利活用による
にぎわいの創出
(定禅寺通緑地魅力アップ事業)

出典：まちづくり政策局資料

【成果指標】

みどりによるにぎわい創出のけん引役となる都市公園で，活力・にぎわいの創出に係る多様な主体との連携を図るものとして，次の指標を設定します。

多様な主体との連携

新たに民間活力を導入する公園施設数を令和12年度までの10年間で4箇所

■都心部の建築物等における質の高い緑化の創出

せんだい都心再構築プロジェクト(令和元年(2019年)7月始動)や市役所本庁舎など，今後，都心部では老朽化した建築物の建て替えが公共，民間を問わず，活発になることが想定されています。

公共建築物ではモデルとなる緑化を行うとともに，民間建築物についても建築物緑化のガイドラインを作成・運用することで，量だけでなく，質の高い緑化の実現を目指します。みどりが持つ様々な機能に着目し，景観形成や，防災，憩いと交流の場の創出などを目的として，せつどうぶりよつか たそうりよつか接道部緑化，多層緑化，雨水浸透緑化，木陰を創る緑化，四季の変化に富む緑化などの普及に取り組めます。また，地域の生態系に配慮し，周辺の景観と調和した計画とすることや，適切な維持管理により将来にわたってその機能を確実に発揮するための維持管理計画の策定を誘導します。

さらに，優良な建築物緑化を評価・認定する緑化認定制度を導入し，優良事例を積極的に

広報するとともに、事業者の支援につなげる仕組みを検討します。これらにより、都市ブランドと建築物等の資産価値の向上を図ります。



【事業・取組み】

- 【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用（再掲）
- 【新規】市役所等の大型公共建築物でのモデルとなる緑化の実施
- 【新規】建築物等緑化認定制度の導入
- 【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業



質の高い緑化が行われた建築物のイメージ
（(仮称) N T T 仙台中央ビル）

【成果指標】

都心部での建築物等のみどりの質の向上により、街路樹と一体になった杜の都らしい景観形成がなされていることを図るものとして、次の指標を設定します。

都心部のみどりの質の向上

仙台都心部緑化重点地区における

緑被率の向上 14.3%以上（面積換算で約 3ha の緑被地の増加）

（基準値：令和元年度調査 14.2%）

平均緑視率の向上 33%（基準値：平成 26 年度調査 31.7%）

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① 「みどりで人，企業を惹きつける」ために

- ・企業の社会的責任（CSR）として，地域のみどりづくりの活動への積極的な貢献
- ・就労環境の質を高め，社員の健康増進に寄与する事業所の緑化
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区における樹林地の保全等による景観の向上への協力
- ・路上や敷地の外から見るように，せつどうぶりよつか接道部緑化やたそうりよつか多層緑化等を行うことによる緑視率向上への配慮
- ・ビルの屋上，壁面・ベランダなどにおける建築物の緑化による環境への配慮や景観向上への協力
- ・建物敷地内における緑化木の適正な管理
- ・公開空地などにおける緑化への協力

② 「みんながみどりを享受できるまちをつくる」ために

- ・ワークショップ等の機会を捉えた公園づくりへの積極的な参加
- ・積極的な公園の管理運営への参加や利活用による公園や地域の魅力向上への協力
- ・公開空地などにおける緑化への協力
- ・みどりのまちづくりのリーダーとして市民がみどりとふれあう機会や活動機会の創出
- ・みどりのイベント，地域における花壇づくり，身近な公園の整備・管理，樹林地の管理等のみどりの活動への積極的な参加

基本方針3 みどりを誇りとするまち

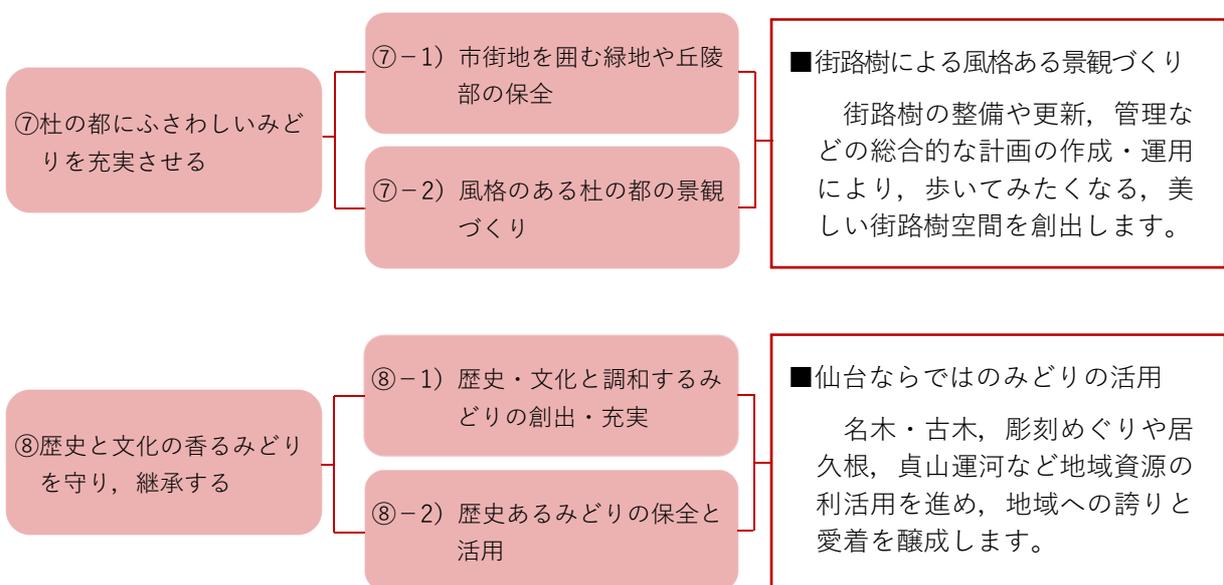
青葉山や広瀬川などの自然のみどり，社寺林や屋敷林などの文化的なみどり，市民の力で守り育んできた市街地を囲むみどり，そして，今や杜の都の代名詞となった風格ある街路樹。仙台には，このまちならではの誇るべきみどりがあります。

今後も，これらのみどりのより一層の整備や保全，活用に取り組むことで，市民がみどりを誇りと思い，住み続けたい，住んで良かったと感じられるまちを目指します。

< 施策の柱 >

< 施策 >

< 重点的な取組み >
(百年の杜づくりプロジェクト)



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」116～117 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱⑦杜の都にふさわしいみどりを充実させる

杜の都にふさわしい風格ある景観を形成するみどりを次世代に継承していくために、引き続きみどりの保全や維持管理に取り組むとともに、公園や街路樹、民有地緑化等のみどりの創出に取り組めます。

都心部では、引き続き「緑の回廊づくり」*に取り組むことで、みどりのネットワークの形成を図ります（図—27：都心部の「緑の回廊づくり」参照）。

※都心部の「緑の回廊づくり」（旧：市街地の「緑の回廊づくり」とは

「杜の都・仙台」の価値や魅力の向上を図るため、仙台駅を中心に半径2キロメートル程度の圏内を、重点的に緑化を推進する地区と位置づけ、拠点となる公園の整備や道路・公共施設・民有地の緑化を推進し、都市環境の改善にも寄与する質の高いみどりのネットワークを形成する取組み。

また、定禅寺通をはじめ、青葉山や広瀬川も含めた都心部のみどり豊かな環境を活用して、緑陰を提供する快適な歩行空間や滞留空間を整備し、回遊性の向上やにぎわいの創出により、都心のまちづくりを推進するもの。

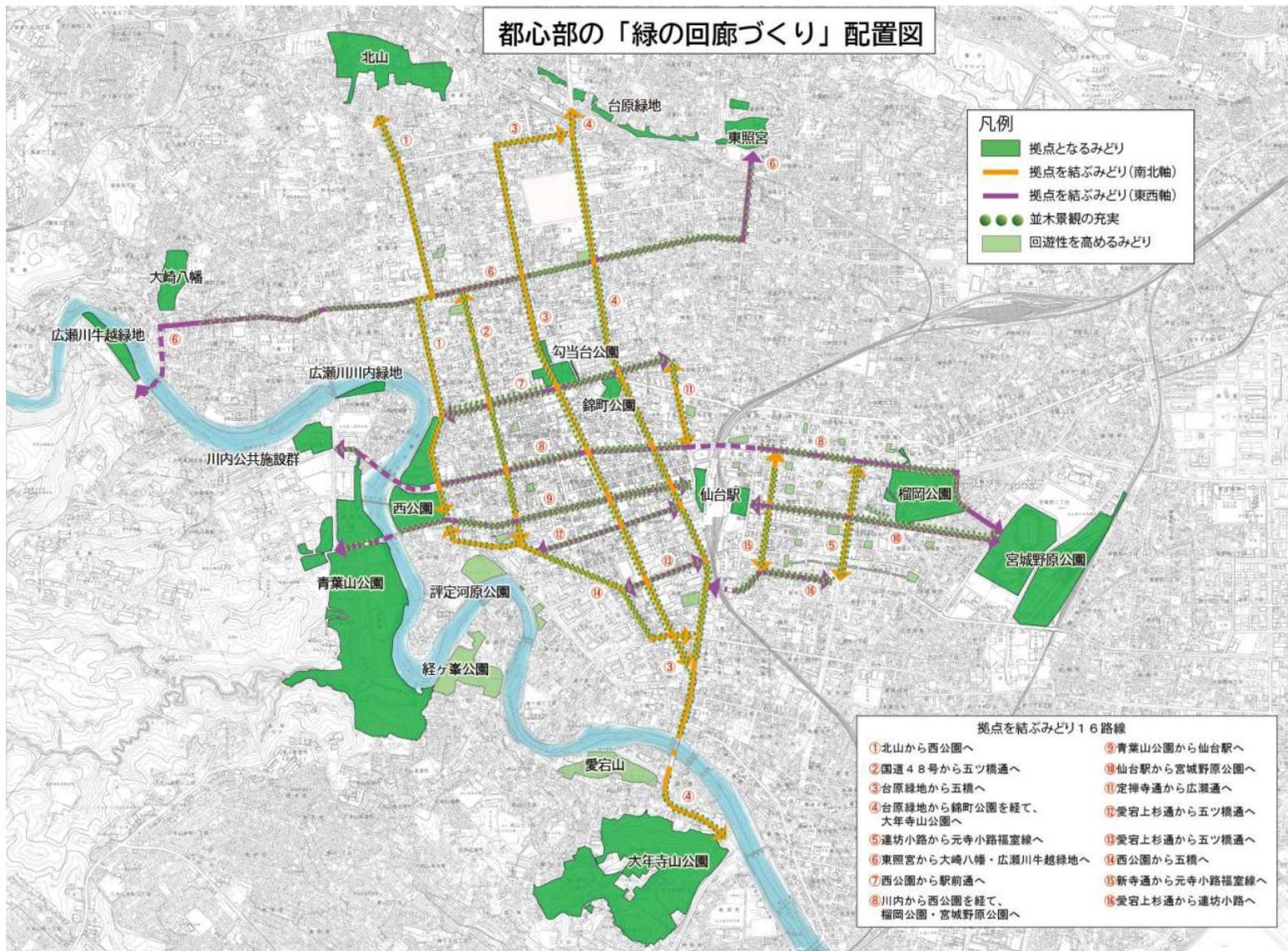


図-27：都心部の「緑の回廊づくり」

施策⑦-1)

市街地を囲む緑地や丘陵部の保全



杜の都を特徴づける、市街地を囲む緑地や丘陵部を、仙台の大切な資産として次代に引き継ぐため保全を図ります。

施策⑦-2)

風格のある杜の都の景観づくり



市街地周辺のみどりの保全を図るとともに、市街地内の建築物や公共空間の質の高い緑化により、風格ある景観づくりを推進します。

柱⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する

本市は藩政時代から、社寺林、屋敷林など、みどりと暮らしが一体となった歴史・文化が根付いていました。現在では、公園や街路樹等の公共の緑地空間における市民活動などが広がりを見せているように、時代にあわせ、みどりの歴史・文化を積み上げてきました。このような杜の都の歴史・文化と調和するみどりの保全及び充実を図るとともに、それらのみどりの活用を推進します。



仙台城跡の整備イメージ

出典：史跡仙台城跡整備基本計画中間案

施策⑧-1)

歴史・文化と調和するみどりの創出・充実



青葉山公園などの本市の歴史・文化と深く関わるみどりの整備を行い、歴史・文化とみどりの調和を図ります。

施策⑧-2)

歴史あるみどりの保全と活用



居久根や社寺林などの歴史あるみどりの保全を図るとともに、貞山運河や定禅寺通などのみどりは、人々に親しみ利用されるよう、活用方法を検討します。

(2) 重点的な取組み

■街路樹による風格ある景観づくり

杜の都と称される本市において、街路樹はみどり美しい風格ある都市の景観形成に大きく寄与しています。これらの街路樹は、官民が一体となって造園技術の研鑽や適正な維持管理を行い、長い年月をかけて作り上げてきたものです。また、市と造園事業者が共催で講習会を行うなど本市独自の取組みも続けてきました。

一方で植栽後、数十年が経過した樹木では、成長による大径木化や樹勢不良の発生で安全性が低下しているものも見受けられ、更新等の対応が求められています。街路樹の安全性を確保し、この景観を将来へ引き継ぐために、計画的な管理を推進するとともに、更なる景観の向上を目指して、緑化重点地区内の植栽の充実を図ります。



【事業・取組み】

- 緑化重点地区内の街路樹充実事業
- 【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用
- 【新規】計画的な街路樹更新の実施

👉 緑化重点地区に関する配慮事項は第3章2.(1)「緑化重点地区の運用」(130~139ページ)参照

👉 街路樹の総合的な管理計画, 計画的な街路樹更新の実施に関する配慮事項は第3章4.(1)「『街路樹マネジメント』の推進」(145~151ページ)参照



街路樹の総合的な管理計画による管理のイメージ
(市道北四番丁岩切線のシラカシ)

【成果指標】

街路樹による風格ある景観を将来へ引継ぐ取組みを図るものとして、次の指標を設定します。

街路樹の再生（更新路線数）

令和12年度までの10年間で10路線

■仙台ならではのみどりの活用

歴史的、文化的に貴重な資源である仙台城跡や貞山運河、名木・古木、居久根等を保全し、後世に継承していくとともに、市民への普及啓発や観光資源としての活用を進め、誇りと愛着の醸成に努めます。



【事業・取組み】

○杜の都の彫刻めぐり事業

- 四ツ谷用水再発見事業
- 貞山運河の利活用事業
- 杜の都の名木・古木めぐり事業
- 屋敷林（居久根）の保全と活用
- 【新規】仙台城跡整備事業



名木・古木の活用イベント
 （杜の都の名木・古木めぐり事業）
 出典：仙台市公園緑地協会 提供



仙台城跡の活用イベント
 （親子石垣見学会）
 出典：教育局資料

【成果指標】

誇りと愛着の醸成のために、みどりの活用として重要になる機会の創出を図るものとして、次の指標を設定します。

仙台ならではのみどりを活用した年間のイベント開催数

10回/年度 以上

（基準値（令和元年度実績）：杜の都の彫刻めぐり事業4回，四ツ谷用水再発見事業5回，杜の都の名木・古木めぐり事業1回 合計10回）

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① 「杜の都にふさわしいみどりを充実させる」ために

- ・樹林地や河川等のみどりの保全・再生や維持管理活動への積極的な協力
- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などみどりの積極的な普及啓発
- ・ワークショップ等の機会を捉えた公園づくりへの積極的な参加
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区における樹林地の保全等による景観の向上への協力
- ・路上や敷地の外から見るように、せつどうぶりよつか接道部緑化やたそうりよつか多層緑化等を行うことによる緑視率向上への配慮
- ・ビルの屋上、壁面・ベランダなどにおける建築物の緑化による環境への配慮や景観向上への協力
- ・建物敷地内における緑化木の適正な管理
- ・公開空地などにおける緑化への協力
- ・緑地協定や地区計画などの制度の活用による地域一体での緑化の推進
- ・地区の景観や生物多様性に配慮した住宅敷地内の緑化
- ・花による修景や落ち葉清掃等を通して街路樹などの公共のみどりの管理への協力

② 「歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、継承する」ために

- ・名木・古木や屋敷林（いぐね居久根）・社寺林など歴史・文化的景観の保全，維持
- ・地域の歴史や文化を学び，地域の個性と魅力を形成する地域資源の活用

基本方針4 みどりとともに人が育つまち

豊かなみどりとの触れ合いは、私たちの心と体を健康に保つとともに、人々が出会い、人と人のつながりが生まれるコミュニティの場となります。また、みどり豊かな遊びや学びの環境では、子どもは自然や社会を学び、想像力や問題解決能力を養うことが期待できます。

暮らしに身近な公園や住宅地などのみどりを充実させ、それらを積極的に活用することでみどりとともに私たちも成長していくまちを目指します。

< 施策の柱 >

< 施策 >

< 重点的な取組み > (百年の杜づくりプロジェクト)

⑨暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる

⑨-1) 地域の特色を踏まえた公園緑地等の整備

⑨-2) 住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実

■子どもの遊び・学び環境の充実
公園など子どもの遊び環境の充実、環境教育・学習の推進、プレーパークの拡充等により、子どもが豊かな人間性や社会性を身に付ける可能性を広げます。

⑩みどりにより健やかな心身を育む

⑩-1) みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実

⑩-2) みどりを介したコミュニティの醸成

⑩-3) みどりを生かした健康づくりの推進

■みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進
コミュニティガーデンづくりや公園緑地を活用したウォーキング等の健康づくり、みどりに関する各活動団体の支援等により、地域全体で支えあう環境づくりを進めます。

< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」118～119 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱⑨暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる

子育てや健康づくり等の地域や市民のニーズを捉えた公園緑地等の整備を行うとともに、公共施設や民間ビル、住宅地等において、みどりの多様な機能が発揮される緑化の充実を図ります。



コミュニティガーデンの様子

施策⑨-1)

地域の特色を踏まえた公園緑地等の整備



地域の公園等に対するニーズを把握・分析し、必要に応じ機能再編を図るとともに、既存公園緑地のリニューアルを推進します。

施策⑨-2)

住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実



商業地、住宅地、工業地、公共施設といったそれぞれの空間に応じて、緑化を推進します。

柱⑩みどりにより健やかな心身を育む

みどりは、子どもにとっては遊びや動植物との触れ合い等を通じた環境学習のほか、大人にとっても運動による健康づくりやストレスの軽減、様々な活動を通じたコミュニティ形成の場となる等、多世代の多様な利用ニーズに応える機能を有しています。

新型コロナウイルス感染症の流行下では、3つの密（密閉・密集・密接）が避けられる公園等の屋外空間での過ごし方が注目を集め、その機能の重要性が再認識されるとともに、グランピングやキャンプ等の屋外レジャーの人気が高まっています。

みどりの機能を生かし、多様な利用ニーズに応えることで子どもから大人まで幅広い世代の健やかな心身を育みます。

施策⑩-1)

みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実



自然体験の場の充実やみどりとふれあい、遊べる環境を充実させ、子どもの心身の健全な育成に取り組めます。

施策⑩-2)

みどりを介したコミュニティの醸成



みどりにまつわる交流の機会を確保し、市民のコミュニティの醸成を図ります。

施策⑩-3)

みどりを生かした健康づくりの推進



みどりの中で過ごしたり、運動したりする場・機会の充実により、市民の健康づくりを支援します。

(2) 重点的な取組み

■子どもの遊び・学び環境の充実

令和2年(2020年)の緊急事態宣言による外出自粛で再認識された子どもの遊びや子育て、環境教育の場としての重要性を鑑み、ハード・ソフト両面から子どもの成長を支える公園緑地等の充実を図り、子どもが豊かな人間性や社会性を身に付ける可能性を広げます。



【事業・取組み】

- 都市公園の機能再編事業
- 【見直継続】身近な公園整備・再整備事業
- 子どもの遊び環境の充実
- 子どものみどりの活動体験事業
- 【新規】プレーパークの拡充
- 環境教育・学習推進事業

👉 都市公園の機能再編及び身近な公園整備・再整備に関する配慮事項は第3章3.(1)「『公園マネジメント』の推進」(141~144ページ)参照



子どものみどりの活動体験事業



西公園におけるプレーパーク

【成果指標】

子どもの成長を支える身近な公園の充実具合を図るものとして、次の指標を設定します。

身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合（みどりの市民意識調査）

住まいの近くの公園の役割に「子どもを遊ばせる場所」と回答した市民の割合
現在より向上

（基準値：令和元年度調査 62.6%）

■みどりを活用したコミュニティ，地域づくりの推進

子どもからお年寄りまで，遊びや健康づくり等の場として活動できる公園緑地の充実を図り，みどりを活用したコミュニティ，地域づくりを推進します。



【事業・取組み】

- 公園緑地等を活用したウォーキング等の健康づくりの推進
- コミュニティガーデンづくり
- 【新規】元気もり森もり隊事業
- みどりに関する各活動団体の支援（緑の活動団体，公園愛護協力会，河川愛護会）



公園を活用した健康づくりの事例
（七北田公園）

出典：仙台市公園緑地協会 提供



元気もり森もり隊事業の様子



緑の活動団体の活動の様子
(真美沢公園)

【成果指標】

市民活動団体が市民一人ひとりのコミュニティや地域づくりへの参加をしやすい環境を担っていることを踏まえ、次の指標を設定します。

コミュニティを育むみどりの市民活動団体の数

緑の活動団体，公園愛護協力会，河川愛護会の結成数 1,460 団体
(基準値：令和2年4月 1,358 団体)

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① 「暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる」ために

- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などみどりの積極的な普及啓発
- ・ワークショップ等の機会を捉えた公園づくりへの積極的な参加
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区における樹林地の保全等による景観の向上への協力
- ・路上や敷地の外から見るように、せつどうぶりよつか 接道部緑化やたそうりよつか 多層緑化等を行うことによる緑視率向上への配慮
- ・ビルの屋上、壁面・ベランダなどにおける建築物の緑化による環境への配慮や景観向上への協力
- ・建物敷地内における緑化木の適正な管理
- ・緑地協定や地区計画などの制度の活用による地域一体での緑化の推進
- ・地区の景観や生物多様性に配慮した住宅敷地内の緑化
- ・みどりのイベント、地域における花壇づくり、身近な公園の整備・管理、樹林地の管理等のみどりの活動への積極的な参加

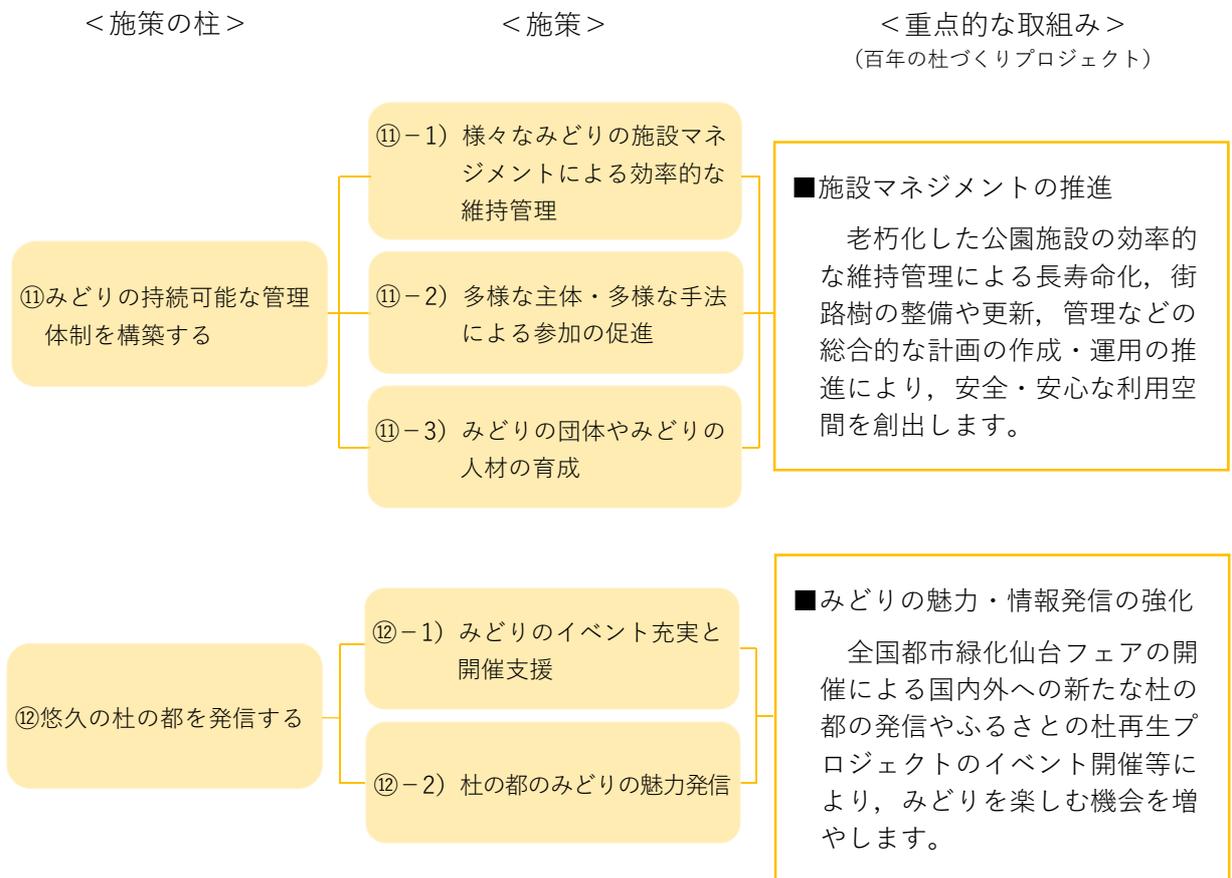
② 「みどりにより健やかな心身を育む」ために

- ・地域のみどりについての学びを通じた、自分が住んでいる地域の活性化
- ・地域での子育てをサポートする公園での子どもの見守り活動、遊び・学びの場の運営への積極的な参加
- ・みどりのイベント、地域における花壇づくり、身近な公園の整備・管理、樹林地の管理等のみどりの活動への積極的な参加
- ・公園緑地等を活用したウォーキング等の健康づくり

基本方針5 みどりを大切にすまち

みどりが多様な機能を発揮し続けるためには、適切な維持管理を継続的に行っていく事が必要であり、そのためには日々の暮らしやまちづくりにみどりを取り入れ、積極的に手入れを行うなど、私たち一人ひとりが主体的にみどりに関わっていくことが重要です。そして、みどりの効果を実感し、情報を共有することがその活動の基盤となります。

杜の都のみどりが、市民にとっては誇り、来訪者にとっては魅力となるよう、みどりの普及啓発、情報発信に取組み、市民が様々な形でみどりの管理に関わる、みどりを大切にするまちを目指します。



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」120～121 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱①みどりの持続可能な管理体制を構築する

みどりが多様な機能を発揮し続けるためには、適切に維持管理していくことが重要です。

公園緑地や街路樹等の計画的かつ効率的な維持管理を進めるとともに、多様な主体の多様な手法による参画やみどりに関する人材育成に取り組むことで、持続可能な管理体制を構築します。



花と緑のアドバイザー養成
取組みの様子

施策①-1)

様々なみどりの施設マネジメントによる
効率的な維持管理



本市のみどりを将来にわたり健やかに育成するため、計画的、効率的な維持管理を図ります。

施策①-2)

多様な主体・多様な手法による参加の
促進



本市のあらゆるみどりを管理するため、みどりに係る全てのステークホルダーが連携したみどりの管理を推進します。

施策①-3)

みどりの団体やみどりの人材の育成



みどりに係る様々な個人や団体の活動を支援するとともに、みどりに係る様々な市民参加の機会を確保し、みどりに係る団体や人材の育成を図ります。

柱⑫悠久の百年の杜を発信する

市民のみどりへの関心を高めるとともに、本市のみどりの魅力を国内外の人々に知り、感じてもらうため、様々な媒体による広報活動やみどりのイベントにおけるPR、みどりに係る各種認定制度や顕彰に取り組めます。



百年の杜づくりフォーラムの情報発信

事業⑫-1)

みどりのイベント充実と開催支援



施策⑫-2)

杜の都のみどりの魅力発信



市民が参加できるみどりに関するイベントの充実やみどりに係る企業のCSRを支援し、みどりに係る啓発の機会を確保します。

都市緑化仙台フェアをはじめとする様々なみどりのイベントやホームページなどの媒体を通じて、みどりに係る本市の取組みを積極的に発信していきます。

(2) 重点的な取組み

■施設マネジメントの推進

本市では、整備後30年以上が経過する公園が4割を占め、施設の老朽化が進行しており、また、街路樹については経年による大径木化や樹勢不良が進んでいることなどから、様々なみどりの維持管理費の増大や安全性の低下が顕在化しています。このようなみどりについて、計画的な更新や適正な維持管理を総合的に行うために施設マネジメントを推進します。

また、施設マネジメントの推進には、維持管理等に携わる職員や事業者等の経験や技術力の継承・向上も必要なことから、人材育成にも取り組めます。



【事業・取組み】

- 公園施設の長寿命化
- 【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用（再掲）
- 【新規】計画的な街路樹更新の実施（再掲）
- 民間団体主催の剪定講習会等の支援

👉 公園施設の長寿命化に関する配慮事項は第3章3.（1）『公園マネジメント』の推進』（141～144 ページ）参照

👉 街路樹の総合的な管理計画，計画的な街路樹更新の実施に関する配慮事項は第3章4.（1）『街路樹マネジメント』の推進』（145～151 ページ）参照



剪定講習会の開催状況
（（一社）宮城県造園建設業協会主催）



毎年行われている遊具点検の様子

【成果指標】

都市公園での施設マネジメントの推進は，身近なみどりの安全安心を確保する上で重要であることから，次の指標を設定します。

公園施設総合改修計画に基づく公園施設改修件数
令和12年度までの10年間で延べ1,200公園

■みどりの魅力・情報発信の強化

本市のみどりを国内外に発信し、次世代へと継承していくことを目的として、全国都市緑化仙台フェアの開催に取り組みます。また、ふるさとの杜再生プロジェクトなどの各種イベントの継続開催により、みどりを楽しむ機会を増やしていくことに取り組んでいきます。

市民の関心が高い「わがまち緑の名所 100 選」の改訂による隠れたみどりのスポットの発掘や、SNSの更なる活用による情報発信の強化を図り、市内外に対しての本市のみどりの普及に努めます。



【事業・取組み】

- 【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催（再掲）
- 各種行事（ふるさとの杜再生プロジェクト育樹会、新緑祭、植木市など）の開催
- 【新規】わがまち緑の名所 100 選の改訂
- SNSの活用等情報発信の強化（みどりの通信誌の発行、街路樹マップ改定など）



全国都市緑化仙台フェア 会場のイメージパース

出典：第40回全国都市緑化仙台フェア基本構想

【成果指標】

ふるさとの杜再生プロジェクトは30年という計画期間の中で、植樹や育樹活動について、その魅力や情報の発信に力を入れるとともに、市民が継続して楽しみながら参加できるように進めていることから、次の指標を設定します。

ふるさとの杜再生プロジェクト育樹会への延べ参加人数
令和12年度までの10年間で延べ2,000人

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① 「みどりの持続可能な管理体制を構築する」ために

- ・海岸林の育樹活動への参加
- ・樹林地や河川，農地，ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動への積極的な協力
- ・企業の社会的責任（CSR）として，地域のみどりづくりの活動への積極的な貢献
- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などみどりの積極的な普及啓発
- ・様々な団体との交流を図ることによるみどりの活動の輪の拡大
- ・ワークショップ等の機会を捉えた公園づくりへの積極的な参加
- ・公園の魅力を高める身近な公園の管理運営への積極的な参加
- ・遊具の点検や植樹管理パトロール等の公園の管理活動への参加
- ・建物敷地内における緑化木の適正な管理
- ・花による修景や落ち葉清掃等を通して街路樹などの公共のみどりの管理への協力
- ・緑化や緑地の保全に関わるみどりの活動への積極的な参加
- ・みどりのまちづくりのリーダーとして市民がみどりとふれあう機会や活動機会の創出
- ・みどりのイベント，地域における花壇づくり，身近な公園の整備・管理，樹林地の管理等のみどりの活動への積極的な参加

② 「悠久の百年の杜を発信する」ために

- ・海岸林の育樹活動への参加
- ・ワークショップ等の機会を捉えた公園づくりへの積極的な参加
- ・みどりのイベント，地域における花壇づくり，身近な公園の整備・管理，樹林地の管理等のみどりの活動への積極的な参加